

# マネー・ロンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題

(2026年7月)

2026年7月

金 融 庁



## 目次

はじめに（本レポートの趣旨） .....	1
第1章 マネロン等対策の更なる高度化に向けた取組 .....	2
1. マネロン等対策・第5次対日審査に係る政府全体の取組.....	2
2. 基礎的なマネロン等リスク管理態勢整備に係る取組.....	2
3. 有効性の確保・高度化に向けた取組 .....	4
(1) 有効性検証 .....	4
(2) ガイドライン・FAQの改正 .....	13
(3) 個別の論点・課題 .....	16
(4) 為替取引分析業者を利用したマネロン等対策の共同化に係る動向.....	19
4. マネロン等国際的な規制における2025事務年度の新たな動向.....	20
(1) FATF大臣宣言 .....	20
(2) 先発国におけるFATF第5次相互審査の状況.....	21
(3) RBAの重要性 .....	23
(4) FATF勧告16改訂：クロスボーダー送金の透明性向上.....	24
(5) 暗号資産・ステーブルコインに係る国際的動向.....	26
第2章 国民を金融犯罪から守るための取組.....	28
1. 金融犯罪対策に係る取組の現状.....	28
2. 「被害に遭わせない」ための対策.....	29
(1) 相談窓口の開設及び受付実績.....	29
(2) 無登録で金融商品取引業を行う者に対する取組.....	30
(3) SNS上で投資詐欺等が疑われる広告等に関する取組.....	32
(4) オンラインカジノ対策の現状と取組.....	32
(5) フィッシング等による不正アクセス・不正取引に関する取組.....	34
3. 「犯罪者のツールを奪う」ための対策.....	34
(1) 口座の不正利用等防止に向けた対策の強化 .....	34
(2) 金融機関における不正取引の検知能力の向上 .....	37
(3) 不正利用口座の情報共有 .....	39
(4) 金融機関間での情報共有の促進 .....	41
(5) 金融機関による警察への情報提供・連携.....	42
(6) 本人確認の厳格化 .....	42
4. 利用者向けの周知・広報の強化.....	43
(1) 口座売買・譲渡に係る官民一体・業界横断的な広報.....	43
(2) フィッシング対策等に係る官民一体・業界横断的な広報 .....	44
(3) 金融犯罪対策に係る警察庁等と連携した広報 .....	45

---

---

## はじめに(本レポートの趣旨)

---

---

本文書は、マネー・ロンダリング・テロ資金供与(以下「マネロン等」)対策及び金融犯罪対策に関し、金融庁及び財務局(以下「金融庁等」)の取組や金融庁等が所管する金融機関の対応状況、国際的な動向等について、主に 2025 事務年度(2025 年 7 月～2026 年 6 月)の状況を取りまとめたものである。

第 1 章では、金融庁等の取組を踏まえた金融機関等のマネロン等対策や国際的な規制における新たな動向等を記載している。マネロン等対策については、ほぼ全ての金融機関等で基礎的な態勢整備が完了しており、今後も、金融活動作業部会(以下「FATF」)第 5 次対日相互審査(以下「第 5 次対日審査」)を見据えながら、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化していくことが重要である。そのために、金融機関等に対しては、自らが整備した態勢の有効性を検証し、その結果を踏まえて自律的な改善・高度化を図ること(有効性検証)を求めている。金融庁等においても、2025 事務年度から、検査等を通じて各金融機関等における有効性検証の取組状況を確認するとともに、検査等の結果も踏まえて取組事例集を改訂・公表し、金融機関に対して具体的な取組を促してきたところである。こうした取組を不断に行いつつ、他の先発審査国における審査結果の分析も進め、国内外のステークホルダーから信認が得られるよう努めていくことが重要である。

第 2 章では、金融犯罪対策に係る政府全体の取組や金融機関等の対応を記載している。SNS 型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺やフィッシング等による不正アクセス・不正取引など、金融犯罪の多様化・巧妙化により、被害状況は年々、深刻な状況となっている。金融機関等においては、利用者を詐欺等の被害から守り、金融システムの信頼を確保するため、変化し続ける金融犯罪に追随し、自らの提供するサービスが犯罪に悪用されることのないよう対応していく必要がある。そのためには、犯行手口に即した実効性の高いあらゆる施策を複合的に講じていくとともに、金融犯罪対策が民と民、官と民が連携して底上げを図る「協調領域」であることを意識し、他の金融機関や都道府県警察等との情報共有・連携強化をより一層進めていくことが重要である。

金融機関等においては、本文書も参考に、暗号資産やステーブルコイン、オンラインカジノなど新たに台頭するリスクや国内外における議論・動向も把握したうえで、現状に甘んじることなく、マネロン等対策及び金融犯罪対策の一層の強化・高度化を期待したい。

---

---

## 第1章 マネロン等対策の更なる高度化に向けた取組

---

---

### 1. マネロン等対策・第5次対日審査に係る政府全体の取組

我が国における政府全体のマネロン等対策は、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」<sup>1</sup>が主導しており、同会議が 2024 年4月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」<sup>2</sup>に沿って、第5次対日審査も見据えながら関係省庁一体となってマネロン等対策の強化に取り組んでいる。

金融庁としても、IO.3「金融機関・暗号資産交換業者等（VASP）の監督・予防措置」について FATF 第5次審査の合格水準を満たすため、先発国における議論の状況の把握等を行ってきた。また、IO.3の対象となる金融機関等は、金融庁の所管業者だけでなく、他省庁所管・共管先も数多くあることから、関係省庁間での情報共有・連携を深め、足並みをそろえた対応を講じていくため、「IO.3関係省庁連絡会」を設置している。2025 事務年度は本連絡会を2回開催し、関係省庁所管事業者のセクターリスク分析の実施・共有や、第5次対日審査に向けた自己申告書の作成等を実施するなど、関係省庁間の連携を図りながら、IO.3対象金融機関全体のマネロン等対策の有効性向上に努めている。加えて、各種アウトリーチ活動や、マネロン対応高度化官民連絡会<sup>3</sup>などを通じて、関係省庁のみならず業界団体等との連携も図っている。

### 2. 基礎的なマネロン等リスク管理態勢整備に係る取組

2021 年4月、金融庁は、FATF 第4次対日相互審査における指摘<sup>4</sup>も踏まえ、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）に基づく基礎的な態勢整備について、2024 年3月末までに完了させるよう、金融機関等に要請した<sup>5</sup>。また、金融庁等は、リスクが相対的に高いと判断される金融セクター

---

<sup>1</sup> マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議：

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/councils/aml\\_cft\\_policy/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/index.html)

<sup>2</sup> 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」：

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/councils/aml\\_cft\\_policy/20240417.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240417.html)

<sup>3</sup> 2018 年4月から金融庁、財務省、警察庁、法務省、日本銀行等の関係省庁及び金融庁所管の金融業界団体が参加し、官民間でマネロン等対策に関する情報連携等を行うために開催されている連絡会（事務局は全国銀行協会）。

<sup>4</sup> FATF 第4次対日相互審査報告書において、「金融機関が速やかにガイドラインの要請を完全に遵守するためには明確かつ規範的な対応完了期限を示す必要がある。」と指摘されている。

<sup>5</sup> 2021 年5月31日付「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」：

に属する金融機関等<sup>6</sup>に対しては、基礎的な態勢整備の着実な実行を促すため、基礎的な態勢整備の完了状況に焦点を当てた立入検査（以下「ターゲット検査<sup>7</sup>」）やモニタリングによる実態把握等の対応を行った。

2024年3月、金融庁等は、金融機関等に対し、基礎的な態勢整備の期限である同月末時点における対応結果の報告を求めた。当該対応結果の報告を集計した結果、2024年3月末時点の金融機関等における基礎的な態勢整備の完了率は99%であった。

この結果を踏まえ、金融庁等は、基礎的な態勢整備が完了していないと報告のあった金融機関等に対して、モニタリングを集中的に実施し、速やかな対応完了を促すとともに、基礎的な態勢整備が完了したと報告のあった金融機関等に対してもターゲット検査を継続<sup>8</sup>し、ガイドラインに基づく態勢整備が真に完了しているかを確認した。

その結果、金融庁等は2024年3月末時点で基礎的な態勢整備が未了と報告のあった金融機関等も概ね対応が完了したことを確認した。また、これまでターゲット検査において対応不備を指摘された金融機関等も、多くの場合で速やかな改善対応が図られていることを確認した。

一方で、2025事務年度において、ターゲット検査等を通じ、対応が未だ不十分な一部の金融機関等を確認した。こうした金融機関等に対しては、早急な対応を求めるとともに、金融機関等による自主的な取組のみでは態勢整備が実施されることが望めない場合には、必要に応じて個別に行政処分を含めた対応を検討・実施することとしている。

---

[https://www.fsa.go.jp/news/r2/20210531\\_amlcft/2021\\_amlcft\\_yousei.html](https://www.fsa.go.jp/news/r2/20210531_amlcft/2021_amlcft_yousei.html)

<sup>6</sup> 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」（2025年11月）において、「他の業態よりも相対的に危険度が高い取引」を取り扱うとされている預金取扱金融機関、資金移動業者及び暗号資産交換業者を指す。

犯罪収益移転危険度調査書（2025年11月）：

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk071127.pdf>

<sup>7</sup> 2021年9月から2024年3月までに計352先に対して実施した。日本銀行においても、2022年度考査からマネロン等対策に関する調査を本格化し、金融庁検査との連携の枠組みを通じて問題意識や視点を共有しながら、金融機関等が態勢整備を着実に進めているかを点検している。

<sup>8</sup> 2024年4月から2026年3月までに計107先に対して実施した。

### 3. 有効性の確保・高度化に向けた取組

#### (1) 有効性検証

##### ア RBA の取組

###### (ア) 概要

金融庁等では、リスクベース・アプローチ(以下「RBA」)に基づく検査・モニタリングを実践している。

具体的には、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」)第2条第2項に定める特定事業者(以下「特定事業者」)全体のリスクを評価している「犯罪収益移転危険度調査書<sup>9</sup>」(以下「NRA」)を参照しつつ、特定事業者のうち金融庁所管の事業者(同項第48号に規定する公認会計士又は監査法人を除く。)に対し、金融業態ごとのリスクの特定・評価を行う「金融セクター分析」及び各金融業態内の個別事業者のリスクの特定・評価を行う「CRR(Corporate Risk Rating)」を実施した上で、そのリスクに応じて検査・モニタリングの対象や頻度及び深度を決定している。

なお、金融セクター分析及び CRR におけるリスク評価の仕組みについては、口座の不正利用による詐欺被害の増加をはじめとする犯罪動向や非対面取引の進展に代表されるテクノロジー・ビジネスモデルの変遷など環境の変化に合わせて、定期的に見直しを行っている。

また、金融セクター分析の結果を踏まえて、相対的にリスクの高いセクターである預金取扱金融機関を中心に、資金移動業者や暗号資産交換業者等、幅広い業態におけるマネロン等対策に係る義務及びリスクに対する理解を促進するため、多数のアウトリーチ<sup>10</sup>を実施している。

###### (イ) 金融セクター分析

金融セクター分析は、金融機関等をセクターに分類し、各セクターのリスクを年次で特定・評価する枠組みであり、関係者に対してリスク認識を共有するとともに、RBA に基づく検査・モニタリングを行う上での基盤となるものである。

リスクの特定・評価に当たっては、NRA に加え、金融庁等の検査・モニタリングにおいて収集した情報や公開情報等を用い、提供される商品・サービス、取引形態、その他セクター特有のリスク要因などを考慮し、各セクターにおける脆弱性について分析している。また、NRA に記載されている疑わしい取引の届出数も併せ

<sup>9</sup> 犯収法第3条第3項に基づき、国家公安委員会が毎年作成、公表している、特定事業者等が行う取引の種別ごとにマネロン等リスクを特定・評価した調査書。

<sup>10</sup> マネロン等対策の高度化に向けた取組を促進するための外部講演等

て考慮の上、最終的なセクターのリスクを評価し、業態間のリスク大小の相対比較を行っている(分析結果については「別紙1:金融セクター分析結果概要」参照)。

2026年7月の金融セクター分析においては、電子決済手段等取引業者のほか、金融セクターのうち他省庁所管のクレジットカード、ファイナンスリース、外貨両替及びその他の特定事業者についても新たに分析対象に追加し、各省庁の分析結果も反映している。足元では、預金取扱金融機関・暗号資産交換業・電子決済手段等取引業・資金移動業を相対的にリスクが高いセクターと評価し、とりわけ預金取扱金融機関のうち、主要行等及び新形態銀行については、サブセクターリスクを相対的により一段高いものと評価している。なお、今回のセクター分析から、各セクターの色分けに応じて、リスクの相対的な位置付けを示すこととしている。

#### (ウ) CRR

CRRは、金融庁等の検査・モニタリングの対象や頻度及び深度を決定するための要素として、各セクター内における個別金融機関等のリスクを特定・評価する枠組みである。金融庁がリスクを特定・評価するに当たっては、各業法に基づき金融機関等に毎年提出を求めている定量・定性情報を用いている。当該定量・定性情報の例は以下のとおりである。

##### 【取引実態に係る情報】

- ・ 商品・サービス(取引金額・顧客数等)
- ・ 取引形態(高額現金取引等、海外取引、取引チャネル)
- ・ 国・地域(コルレス契約等、高リスク国)
- ・ 顧客属性(非居住者、在留外国人、外国PEPs、国内PEPs、国際機関PEPs)

##### 【マネロン等リスク管理態勢に係る情報】

- ・ リスクの特定・評価・低減(規程等、顧客管理、記録保存、モニタリング、疑わしい取引の届出)
- ・ 経営管理態勢(3線管理、経営陣への報告等、担当者、研修、外部委託先管理等)

金融庁においては、基礎的な態勢整備に関しては、ほぼ全ての金融機関等から完了した旨の報告を受けたこと等を踏まえ、2026年3月末基準での情報収集においては、今後の第5次対日審査も見据え、より実態に即した分析や対応を行うべく、一部の調査項目や様式構成の見直し<sup>11</sup>を実施している。

また、上記金融セクター分析の結果をCRRに反映することで、NRAから金融セ

---

<sup>11</sup> 口座開設及び為替取引に係る謝絶件数、国内PEPs及び国際機関PEPsに係る計数、有効性検証の計画の策定状況などの項目追加。

クター分析、CRR に至るまで、一貫したリスク分析体系の中で、リスク評価の整合性を確保している。

#### (エ) 検査・モニタリング

金融庁においては、上記リスク分析の結果を踏まえ、そのリスク度合いに応じて、またリスクに変化が生じた場合には適時に捕捉・対応できるよう、適切に検査・モニタリングの深度を決定しながら金融機関等の実態を把握し、必要に応じて改善対応を促している。

各金融機関等においては、整備した態勢の有効性を自ら確認し、必要な改善策を講じることで態勢を維持・高度化する対応、すなわち有効性検証を継続していくことが必要となる。金融庁では、有効性検証の実施を促進するため、有効性検証に関する考え方等をまとめた「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」(以下「DP」)や、実際の取組事例をまとめた「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」(以下「事例集」)を 2025 年3月に公表しており、後述のとおり有効性検証に係る検査・モニタリングも開始している。今後も、金融庁等においては、RBA の観点を踏まえながら、検査・モニタリングを通じて、その取組状況を確認するとともに、態勢の維持・高度化を促していく。

#### イ 金融機関等における取組状況

多くの金融機関等では、マネロン等対策に係る有効性検証の取組が一定程度進展している。近年では、有効性検証の基本的な考え方や実施方法が整理されつつあり、体系的な取組が定着してきている。

有効性検証は、第2線である管理・統制部門が中心となって推進されているが、第1線における自店検査や第3線による内部監査も活用し、それぞれの役割や目的、現状の課題認識を踏まえた上で、検証項目の選定及び検証が行われている。具体的には、当局からの指摘事項や、内部・外部環境の変化に伴うマネロン等リスクの変化を踏まえ、有効性検証の重点領域を明確化し、年間の実施計画を策定した上で検証を実施している。

特に、直近に発生した対応不備事案については、真因分析を行い、同様の事象が再発しないか、また関連する業務領域において類似の事案が発生していないかといった観点から、適時かつ重点的な検証に取り組んでいる。

有効性検証は、こうした背景や目的を踏まえ、検証対象を網羅的に捉えつつ、各取組の位置付けを理解した上で、最新のリスク認識に基づき実施されている。多くの金融機関等では、年次単位で検証を行っているが、一部の金融機関等においては事業規模、検証深度、リスクの高低を勘案し、人員リソースを適切に配分し

た上で、複数年をかけて全体を検証する運用も見られる。

検証内容についても、形式的な確認から、より深度ある分析へとシフトしてきている。例えば、顧客リスク格付に関しては、定量的な分析手法を用いることで、客観的かつ合理的に検証結果を導出し、それを踏まえた改善方針の策定を通じて、リスク評価精度の向上が図られている。また、データ品質についても、データソースとなる原データの品質検証を行い、データの欠損、変化、漏れの有無に加え、周辺システムの改修や仕様変更の影響を考慮した確認が実施されている。

これらの取組の進捗状況については、期首に策定した年次計画に基づき、有効性検証の実施主管部門が内容の確認及び取りまとめを行い、その結果を経営陣に報告している。有効性検証の過程で一部の運用上の不備が把握されることで、重大なリスクに発展する前に是正措置を講じることが可能となっており、各金融機関等におけるマネロン等対策の実効性向上に寄与している。

このように、有効性検証は、単なる態勢確認にとどまらず、正確なリスク認識やリスク低減措置の継続的な見直し、リスク管理業務の実効性向上・効率化につながる重要な取組として位置づけられている。

## ウ 有効性検証に係る検査・モニタリング

### (ア) 有効性検証に係る検査実施状況

金融庁は、2023 事務年度から、有効性検証について先行して対応を進めていた一部の金融機関等を対象としてモニタリングを実施し、第1線から第3線の役割分担など有効性検証を行うための体制が構築されつつある状況を把握していた。その一方で、自らが行っているマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できない金融機関等も一部で見られていた。

こうした中、前述のとおり、ほぼ全ての金融機関等で基礎的な態勢整備が完了したことを踏まえ、その高度化に向けて有効性検証の実施を促すため、金融庁は、2025年3月にDP及び事例集を公表した。また、2025事務年度からは、複数の金融機関に対して、有効性検証の実施状況について、DPの考え方に沿った対話に基づく立入検査を本格的に実施している。

有効性検証に係る立入検査(対話)の流れは、提出資料(計画書、検証結果・改善状況に関する報告書等)の確認及び提出資料等を前提とする対話の実施(経営陣、第2線、第3線からの説明、質疑応答等)で構成されており、各金融機関等が、マネロン等対策として実施している取組やリスク管理業務の有効性を合理的かつ客観的に説明し得るか確認・検証した。

立入検査(対話)において確認された有効性検証の評価及び課題事例の概要は、以下のとおりである。

(イ) 有効性検証を実施する態勢

a 関連部署の横断的な連携状況(第1～第3線/本部と営業店)

営業店への臨店や部門横断的な委員会等を通じ、第1線、第2線がそれぞれの役割に応じて有効性検証に関与し、その上で、第3線が有効性検証の計画・実施・改善状況の適切性を確認する PDCA サイクルを回している金融機関がみられた。

b 外部知見の活用状況

内部における有効性検証の結果について、外部専門家による二次検証を受けている金融機関がみられた。

c 有効性検証の実施計画

有効性検証の対象範囲、周期、手法等を明確化した年間計画を策定し、進捗についても定期開催の委員会等で報告している金融機関がみられた。

一方、DP 等の着眼点を引用して計画を構成するにとどまり、自ら高リスクと評価している業務を検証対象としていない金融機関がみられたほか、DP 公表以前から実施している有効性検証の取組や、有効性検証の主管部署以外の関係部署で実施しているマネロン等対策に係る有効性検証の取組を適切に把握しておらず、その充分性の検討もしていないなど、自らのリスク特性に応じた検証対象を十分に洗い出すことができていない金融機関もみられた。また、検証範囲やサンプル抽出を含む検証手法について具体化していない、又は合理的な根拠を十分に検討していない金融機関もみられた。

こうした金融機関では、第1線と第2線の連携を欠いている、あるいは検証に必要な人員や専門性を確保していないため、各業務やそれらに内在するマネロンリスク等を正確に把握できていない。その上、毎年検証を行う業務と数年ごとに検証を行う業務とを区分けするためのリスク評価を行わないまま、現行の人員・体制で実行可能な範囲・深度で単年度で検証を行う計画を策定するにとどめており、全社的・網羅的に有効性検証を実施するための計画となっていない金融機関がみられた。

(ウ) マネロン等リスクの特定・評価の有効性

a マネロン等リスクの特定・評価の有効性に係る評価基準の客観性

詳細な検証手法等を明確にした独自のチェックリストを活用し、全社的リスク評価の手続や評価方法の有効性を検証している金融機関がみられた。

一方、リスク評価の根幹部分である評価基準に係る検証において、担当者

の主観に依存し、合理的かつ客観的な説明ができない金融機関もみられた。

b 参照情報の十分性

NRA や FATF・金融庁を含む国内外の当局や業界団体等の公表資料等、リスク評価に活用する情報を規程に明示し、特に、国・地域のリスク評価については、リスクに影響を与える要素を一覧化し、リスク評価への勘案状況を可視化している金融機関がみられた。

一方、外部情報の評価項目への反映基準が不明確で、活用する情報の取捨選択が担当者任せとなっている金融機関がみられた。また、外部環境の変化や新たな犯罪手口、捜査機関等からの外部照会等の情報の分析・活用を十分に行っていない金融機関もみられた。

(エ) マネロン等リスクの低減の有効性

a 顧客リスク格付

低減策の整備については、顧客リスク格付の評価基準等に対する検証が行われており、外部のリスク動向を踏まえた顧客リスク評価基準の更新を行っている金融機関がみられた。

一方、リスク評価書で高リスクとした顧客属性等のリスク要素が顧客リスク格付を行う際に考慮されていないなど、リスク評価書との整合性が確保されていない、顧客リスク格付の評価基準等が担当者の主観に依存している、複数の高リスク要素に該当する場合であってもそのリスクが適切に顧客リスク格付に累積されないなど、実際の取引実態やリスク評価を顧客リスク格付に十分に反映していない金融機関や、顧客リスク格付を取引モニタリング等の低減策に十分反映していない金融機関もみられた。

低減措置の実施については、システム上の顧客情報・確認記録・取引記録等のデータについて、網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているかを検証している金融機関がみられた。

一方、全顧客への顧客リスク格付の実施状況やシステム間のデータ連携の網羅性・正確性について検証していない、又は検証を実施しているとしているものの、検証結果を合理的・客観的に説明できない金融機関もみられた。

b 取引モニタリング(金融機関における不正取引の検知能力の向上については、第2章3.(2)を参照)

低減策の整備については、誤検知率等の定量分析の結果及び最近の金融犯罪事案等、外部リスク動向の変化を踏まえたシナリオ・敷居値等の見直し、敷居値を変更した場合の検知結果(検知数、疑わしい取引等が含まれる割合)の比較テスト(感応度テスト)による再検証を行っている金融機関がみら

れた。

一方、シナリオ・敷居値の見直しが誤検知率等の効率性の観点に偏重し、シナリオ・敷居値が自社のリスク評価や最新のリスク動向の変化を踏まえて検知することができる設定となっているか十分に検証していない金融機関もあった。

低減措置の実施については、チェックリストに基づき、サンプル検証によって、取引モニタリングの検知・調査やアラートの該否判断の妥当性を検証している金融機関がみられた。

一方、アラート発生後の対応が規定どおりに行われているかといった検証や取引モニタリングシステムが設定どおりに検知できているかといった検証、システム間のデータ連携の網羅性・正確性についての検証を実施していない、又は部分的にしか実施していない金融機関もみられた。

#### c 取引フィルタリング

低減策の整備については、複数パターン(文字の入替、欠落、混入等のパターンを変更)による照合確認を用いたあいまい検索の検知基準に係る検証を行っている金融機関がみられた。

一方、あいまい検索の検知基準が自社の取引内容やリスク特性を踏まえて妥当かを検証していない金融機関もみられた。

低減措置の実施については、チェックリストに基づき新規・既存顧客に対するフィルタリング等が手続どおり実施されているかといった検証や、リスト更新の適時性及び正確性に係る検証を行っている金融機関がみられた。

一方、リスト更新が手続どおりに行われているか、制裁対象者等リストの更新状況に対するサンプル検証等の手法が適切かといった検証や、取引フィルタリングシステムに係るデータ連携の網羅性・正確性についての検証が不十分な金融機関もあった。

#### d 疑わしい取引の届出

低減策の整備については、取引モニタリングで検知した取引に関し、疑わしい取引の該当性を判断するための調査方法・判断基準を定め、リスク評価書改訂時や必要に応じてその内容の見直しを行っている金融機関がみられた。

一方、疑わしい取引の届出の判断基準に対する有効性検証が未実施である金融機関や、疑わしい取引の参考事例の改訂といった外部リスク動向を、届出要否の判断基準へ適切に反映しているかといった検証を十分に行っていない金融機関もみられた。また、判断基準に対する検証を行っているものの、届出判断に至る業務プロセス(検知・調査・判断・承認等)における一連の運

用状況を検証対象としていない金融機関もあった。

低減措置の実施については、届出要否の判断理由や遅延管理が適切に行われているかといった検証を行っている金融機関がみられた。

一方、届出要否の判断基準や実施手順等を定めているものの、実務において遵守されているかといった検証が未実施、あるいは実施しているものの部分的・属人的な検証にとどめている金融機関もみられた。

#### (オ) 内部監査の実施状況

有効性検証の計画策定及び実施状況を内部監査の重点項目に位置付け、第1線や第2線から独立した立場で、有効性検証に関して、その計画・実施・改善対応(枠組み)の適切性を確認している金融機関がみられた。

一方、多くの金融機関では、監査対象となる有効性検証自体が途上であるため、有効性検証の枠組みに対する監査の実施も途上であった。なお、金融機関の中には、枠組みの適切性を検証する監査と、個別のマネロン等対策の運用状況に係る有効性を検証する監査との区別が十分にできていない内部監査部門もあった。

#### (カ) 全体総括

##### a 有効性検証に係る金融機関の取組状況

2025 事務年度における有効性検証に係る検査を通じ、相当数の金融機関において、有効性検証の重要性が経営陣を含めて共有され、検証の実施計画が策定されており、その実施結果を委員会等へ報告を行う枠組みが整備されつつあることが確認できた。また、取引モニタリングや取引フィルタリング等の一部の分野においては、定量指標や外部知見の活用などを通じた、マネロン等対策の高度化が認められる。

このように有効性検証に基づく自律的な改善サイクルが緒についている金融機関が見られる中、まだ実施計画の策定に至っていない金融機関も一部では存在するなど、その取組状況にはばらつきがみられる。

##### b 課題

有効性検証を実施している先においても、自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していることを確認する取組(有効性検証)の結果等を、金融機関自らが合理的・客観的に説明できているかについては、金融機関でばらつきがみられる。

リスク評価書や顧客リスク格付の評価基準、疑わしい取引の抽出基準や届出要否の判断基準が十分に整理・検証されていない金融機関や、検証は実

施しているものの、その手法の妥当性等が十分に検討されておらず、改善策の検討にも反映していない金融機関がみられた。

有効性検証は、金融庁等からの要請や検査指摘への対応のための作業ではなく、自社の管理態勢が変化するリスクに対して有効に機能しているかを金融機関等自らが、継続的に検証し、改善につなげていくための取組である。よって、経営陣の主導的な関与の下、有効性検証の対象・手法・周期等を整理し、継続的なPDCA を確立することで、実効性ある有効性検証の実施態勢を定着させていくことが必要である。

#### c 求められる経営陣の関与

有効性検証は、経営陣が自社のリスク管理態勢の有効性を適切に把握し、必要な対応を講じる意思決定を行うための土台である。経営陣は、検証結果の概要を把握するにとどまらず、有効性検証の担当部署に対し、判断の根拠や、過程等の説明を主導的に求め、第1線と第2線の連携や人員・予算などの資源を配分し、必要に応じて外部知見の活用も含めて有効性検証の実施態勢を適切に整備することが必要である。

同時に、このような実施態勢が整備され、有効性検証の計画・実施・改善対応の一連のサイクルが継続的に機能しているか、すなわち全体の枠組みが適切であるか、経営陣は、独立した立場にある第3線を活用して把握・確認することが必要である。

このように金融機関等には、経営陣の主導的な関与の下、有効性検証を全社的な取組と位置付け、第1線、第2線にとどまらず、第3線までを含む全社的な実施態勢を構築し、実効性を高めていくことが求められる。

## エ 事例集の改訂

前述のとおり、金融庁では、2025 年3月に DP 及び事例集を公表し、同年7月からは金融機関等における有効性検証の取組状況の確認のため、検査・モニタリング等を開始した。

こうした中、様々な金融機関等から「具体的にどのように有効性検証に取り組むべきか」といった声が寄せられていたこともあり、金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の維持・高度化に向けては、金融機関等にとって参考となる有効性検証の取組事例の拡充が必要な状況となっていた。

このため、2026 年3月に、これまで預金取扱金融機関の事例のみであった事例集に、暗号資産交換業者・資金移動業者の事例を新たに追加するとともに、預金取扱金融機関の新規事例を追加する形で改訂を実施した。

なお、暗号資産交換業者・資金移動業者の取組事例をみると、改訂前の事例

集に掲載していた預金取扱金融機関と同様の事例に取り組んでいる事業者も多くみられたことから、改訂後の事例集に掲載している事例も業態を問わず参考となり得ると考えられる。

金融機関等においては、改訂後の事例集も参考にしつつも、事例集に掲載された事例のみに取り組むのではなく、自らのリスクに応じた有効性検証の手法を検討し、態勢の維持・高度化に向けて取り組むことが求められる。

## (2) ガイドライン・FAQ の改正

### ア 改正の背景

前述のとおり、金融庁は、金融機関等に対してガイドラインに基づく基礎的な態勢整備の完了報告を要請し、2024 年4月末までに金融庁が受領した金融機関等からの報告によれば、2024 年3月末時点の金融機関等におけるガイドラインの対応完了率は 99%であった。さらに、その後の立入検査等において、基礎的な態勢整備の着実な実行を促したことにより、多くの金融機関等において、概ね対応が完了し、現在はマネロン等リスクの変化を踏まえて継続的に態勢の有効性を確認し、必要に応じて強化を図る有効性検証の段階に移行している。

こうした中、詐欺等の犯罪において、被害金の授受やその移転先として、不正に開設・譲渡された預貯金口座が用いられている実態等を踏まえ、2024 年8月及び2025 年9月に金融庁と警察庁が連名で預金取扱金融機関に対して預貯金口座の不正利用等防止に向けて対策を要請<sup>12</sup>した(以下「要請文」)ほか、一部の国に対し FATF 第5次審査が開始されているなど、金融機関等を取り巻く環境も大きく変化している。こうした環境変化等を受けて、金融機関等における更なる実効的な態勢整備を図る目的で、2026 年3月にガイドライン及び FAQ を改正した。

本改正の主なポイントは、(ア)要請文を踏まえた改正、(イ)外部委託先管理の明確化、(ウ)対応が期待される事項・先進的な取組み事例の整理、の3つである。

### イ 改正内容

#### (ア) 要請文を踏まえた改正

要請文の内容は、口座開設時の実態把握から利用者のアクセス環境等に着目した検知、出金停止・凍結等の措置の迅速化など多岐にわたっている。

このうち、a)口座開設時における不正利用防止及び実態把握の強化、b)利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知、c)不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化及び

---

<sup>12</sup> 第2章3.(1)ア参照。

d)検知及びその後の顧客への確認・出金停止や口座凍結等の措置の迅速化、について、ガイドライン・FAQにおいて以下のとおり明確化した。

- ・ a)「FAQⅡ－2(3)(ii)顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)【対応が求められる事項】③」の Q3において、「信頼に足る証跡の真正性」を確認するための仕組みを構築することも重要である旨を追記。
- ・ b)「FAQⅡ－2(3)リスクの低減(iii)取引モニタリング・フィルタリング」の Q において、「取引モニタリング」の定義に、不審・不自然なアクセスの検知も「取引モニタリング」に含む旨を追記。
- ・ b)～d)「ガイドラインⅡ－2リスクの特定・評価・低減(3)リスクの低減(iii)取引モニタリング・フィルタリング【対応が求められる事項】①」において、「ハ.検知した取引の疑わしさの度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等に応じて、適切なリスク低減措置を講ずること」を新設。さらに、当該対応が求められる事項に対応する FAQ の Q1～3に具体的な対応内容を追記。

昨今、金融機関等においては預金取扱金融機関に限らず、非対面取引が広く普及していることもあり、速やかに不正検知を行うことや、検知した時点で不正の確証が得られる場合には不正利用や顧客被害の防止に向けて迅速にリスク遮断措置を講ずることなど、自らの直面するリスクに応じて適切なリスク低減措置を講ずることが、あらゆる金融機関等に共通して求められる。要請文は預金取扱金融機関に対して発出されたものではあるが、今後は預金取扱金融機関以外の業態についても、ガイドライン及び FAQ に基づき自らの直面するリスク等に応じて対応の必要性を検討し適切なリスク低減措置を実施する必要がある。

#### (イ) 外部委託先管理の明確化

FATF は相互審査の観点をあらかじめ「メソドロジー」として公表しているが<sup>13</sup>、改正前のガイドラインと第5次相互審査のメソドロジーを比較したところ、改正前のガイドラインでは新商品・サービスの提供時(ガイドラインの「Ⅱ－2(1)リスクの特定【対応が求められる事項】④」)や IT システムの委託時(ガイドラインの「Ⅱ－2(3)リスクの低減(vi)IT システムの活用【対応が求められる事項】⑤」)など、限られた場面においてのみ外部委託先管理に係る記載があり、当該場面に関わらず自社のマネロン等リスク管理に係る業務を外部委託する際に外部委託先管理が求められるか否か不明瞭な記載となっていた。

このため、ガイドラインのⅢ－3(4)「マネロン等リスク管理に係る業務の外部委

---

<sup>13</sup> FATF Methodologies : <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html>

託先の管理」を新設し、一部の場面に関わらず、マネロン等リスク管理に係る業務を外部委託する場合には、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する観点から外部委託先の態勢を検証することが求められる旨を明確化した。あわせて、当該「対応が求められる事項」については、FAQ に Q1～3を新設し、留意点等を記載している。

例えば、Q1において、どのような業務を外部委託する場合に対応が求められるかについては、外部委託先の態勢が自らのマネロン等リスク管理態勢の堅牢性に影響すると考えられる場合には、外部委託先の態勢検証を行うなど、外部委託する業務の特性や当該業務において外部委託先の果たす役割等を考慮する必要がある旨記載している。

さらに、Q2において、具体的な検証方法の事例として、委託した業務を遂行した結果を確認すること、外部委託先との契約によって外部委託先に確実な業務実施を求めること、質問票等を用いて詳細に外部委託先の方針や業務遂行態勢等を聴取すること等を記載している。

金融機関等においては、これらの点も留意しつつ、どの業務を外部委託する場合に外部委託先管理を行うのか、対象業務を整理した上で、自社の外部委託の状況を把握し、当該外部委託先に対してどのように検証すべきかを検討する必要がある。

#### (ウ) 対応が期待される事項・先進的な取組事例の整理

改正前のガイドラインでは、「対応が求められる事項」に係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン等リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「対応が期待される事項」、金融機関等におけるフォワード・ルッキングな対応を促す観点から、過去のモニタリングや海外の金融機関等において確認された優良事例を「先進的な取組み事例」として記載していた。

これらの記載については、金融機関等における RBA を推進する意図で記載されていたが、一方で「期待される」という言葉だけが先行して、特に規模の大きくない一部の金融機関等では、「これは自分たちには関係ない、やらなくていい」と機械的に判断してしまう誤解が生じていた。また、かつては「先進的な事例」であったものでも、時が経つにつれて、一般的な事例として普及するものもある。

こうしたことを踏まえ、「対応が期待される事項」「先進的な取組み事例」については、ガイドラインからは削除し、必要に応じて、FAQ に記載を移している。金融機関等においては、自らが直面しているリスクに応じて、FAQ に移した内容を踏まえ、必要な対応を実施することが重要である。

なお、「対応が期待される事項」のうち、「新技術の活用」(ガイドラインのⅡ-2(5))については、改正前のガイドラインにおいて、「対応が期待される事項」のみに記載があり、関連する「対応が求められる事項」の記載がなかったことから、今回の改正で「対応が求められる事項」に格上げした形となっている。

この点については、労働市場において、専門人材や労働力の供給が限られている中で、今後、どの金融機関等においても人海戦術では限界があり、マネロン等対策の高度化のためには、新技術の活用に関して少なくとも検討することは必要となることから、「対応が求められる事項」として記載した。金融機関等においては、外部の技術動向も踏まえつつ、新技術の活用を検討し、態勢の維持・高度化に向けた取組が求められる。

## ウ まとめ

金融機関等においては、前述のとおり、基礎的な態勢整備は概ね完了しており、有効性検証に取り組む段階に進んでいると認識しているが、今回の改正内容と現状の態勢の差異を確認し、必要な場合には速やかに見直しを行う必要がある。

また、第5次対日審査については、オンサイト審査が2028年6月に予定されているが、海外においては、既に審査が開始されている国もあり、その結果も公表されている。(4.(2)参照)。金融庁においては、こうした他国における審査状況も分析しつつ、金融機関を取り巻く環境変化等に応じて、今後も機動的にガイドライン・FAQを改正し、金融機関等の態勢の維持・高度化を促していく。

## (3) 個別の論点・課題

第5次対日審査も見据え、金融機関等においてはFATF勧告の内容を反映したガイドライン・FAQに沿って整備したマネロン等リスク管理態勢を適切に運用していく必要がある。

こうした中、金融庁は、基礎的な態勢整備が完了している一部の預金取扱金融機関及び生命保険会社に対し、FATF勧告の内容に係る取組状況についてモニタリングを行い、金融庁としてより明確に対応を求めるべき事項がないか、そのためにガイドライン・FAQを改正する必要があるか検討を行った。

### ア 法人顧客管理

FATFは、金融機関等が以下の措置を講じることを勧告している。(FATF勧告10及びその解釈ノートより)

- ・ 法人顧客の実質的支配者を信頼に足る情報・データを用いて特定すること
- ・ 法人顧客の所有・支配の構造及びその事業内容を適切に把握すること

こうした中、モニタリングを実施した預金取扱金融機関の多くが、法人顧客の実質的支配者を、顧客からの自己申告のみに依拠して特定していた。申告内容に疑義がある場合に証跡<sup>14</sup>の提出を求めることとしている金融機関も認められたが、何をもって疑義有りとみなすのかといった基準が明確でなく、結果的に証跡を徴求した実績がほぼないといった事象がみられた。

また、法人顧客の事業内容については、ほとんどの金融機関が証跡<sup>15</sup>を用いて実態把握に努めていたが、顧客からの自己申告のみに依拠して把握済み、としている金融機関も一部認められた。

金融機関等においては、顧客の申告内容の真正性を基礎付ける証跡を顧客のリスクに応じて求めることが必要であり、その手順の有効性を確保するためには、事前に証跡徴求に係る基準や方針等を文書化しておくことが必要である。

こうしたことから、金融庁は、法人顧客の実質的支配者、所有・支配の構造及び事業内容について信頼に足る証跡を用いて特定・確認すべき顧客の類型をあらかじめリスクベースで選定し、規程等に定めておくことを、今後金融機関等に求めていくことを検討している。

## イ 信託の受託者として取引を行う顧客の管理

FATFは、金融機関等が以下の措置を講じることを勧告している。(FATF 勧告 10 及びその解釈ノートより)

- ・ 顧客が「信託」に該当するか否かを特定し、該当する場合にはその信託自身の身元照合を行うこと
- ・ その信託の委託者・受託者・保護者(存在する場合)・受益者等を信頼に足る情報・データを用いて特定すること

こうした中、モニタリングを実施した預金取扱金融機関の多くが、取引時確認の際に顧客が信託の受託者として取引を行うことを目的としているか否かを確認している又はそのような目的の顧客との取引は謝絶するという明確な顧客受入れ方針をあらかじめ定めていた。

また、顧客が信託の受託者として取引を行うことを目的としている場合には、当該信託の委託者・受益者・信託監督人・受益者代理人等の身元を確認している金融機関が多く認められた。このような信託関係者の確認に際しては、信託契約書(公正証書)等を徴求している金融機関と、顧客からの自己申告のみに依拠して

---

<sup>14</sup> 実質的支配者リスト、法人税確定申告書別表二、株主名簿、役員名簿、外部データベース等。

<sup>15</sup> 各種官公庁等の許認可取得・届出状況証跡、ホームページ、決算書、会社パンフレット、取引先と締結した契約書、取引先に対する請求書、発注書、納品書等。

いる金融機関に大きく二分された。

顧客が信託の受託者として取引を行う場合、当該顧客による取引から生じる利益は、第三者である受益者等に実質的に帰属することとなる。よって、このような第三者のリスクも適切に把握・管理できるかという観点を踏まえ、金融機関等は顧客受入れ方針を検討する必要がある。信託関係者の特定については、法人顧客の実質的支配者の場合と同様に、顧客のリスクに応じて証跡を求めることと、事前に証跡徴求に係る基準や方針等を文書化しておくことが必要である。

金融庁は、このような考えを基に、今後金融機関等に求めていく事項を検討している。

## ウ PEPs<sup>16</sup>顧客管理

FATF は、金融機関等が以下の措置を講じることを勧告している。(FATF 勧告 12 及びその解釈ノートより)

- ・ 顧客又はその実質的支配者が外国 PEPs・国内 PEPs・国際機関 PEPs 又はその家族・近親者に該当するか否かを特定すること
- ・ 国内 PEPs・国際機関 PEPs 又はその家族・近親者とより高いリスクの取引関係を構築する際には、上級管理職の承認を取得し、資産・収入の状況及び資金源を確認すること

こうした中、モニタリングを実施した預金取扱金融機関の多くが、外部データベースのリストを用いて各種 PEPs スクリーニングを実施しているが、PEPs の家族・近親者のリストを、自社のスクリーニングシステムに取り込んでいない金融機関が一部認められた。

また、顧客が各種 PEPs 本人に該当する場合には、顧客リスク評価において考慮しているものの、PEPs の家族・近親者に該当する場合には考慮していない金融機関が一部認められた。

国内 PEPs・国際機関 PEPs 又はその家族・近親者に該当する顧客との取引に際しては、当該顧客のリスク評価を高リスクとしている場合にも、上級管理職の承認取得や、資産・収入の状況及び資金源確認を実施していない金融機関が多くみられた。

FATF 勧告の趣旨を踏まえ、外国 PEPs だけでなく、国内 PEPs・国際機関 PEPs についても、顧客類型の一つとして認識した上で、顧客やその実質的支配者が各種 PEPs 又はその家族・近親者に該当するか否かを把握することは、マネロン等

---

<sup>16</sup> Politically Exposed Persons の略。政治的に特に重要な公的機能を任せられている、又は任せられてきた個人を指す。

スク管理の観点から重要である。その上で、該当する場合にはそうした事実を踏まえて、個々の顧客の置かれた状況も勘案しつつ、リスクを適切に評価する必要がある。金融庁は、このような考えを基に、今後金融機関等に求めていく事項を検討している。

## エ 生命保険の受取人管理

FATF は、生命保険会社が生命保険の受取人について以下の措置を講じることを勧告している。(FATF 勧告 10、12 及びその解釈ノートより)

- ・ 受取人のリスクを適切に把握すること
- ・ 法人又は信託である受取人がより高いリスクを示す場合には、当該受取人の実質的支配者の身元確認及び照合を厳格に行うこと
- ・ 受取人又はその実質的支配者が外国 PEPs・国内 PEPs・国際機関 PEPs 又はその家族・近親者に該当するか否かを特定すること
- ・ 受取人についてより高いリスクが特定された場合には、厳格な顧客管理(EDD)を実施すること

こうした中、モニタリングを実施した保険会社のほとんどが、新規契約時や契約変更時のほか、定期的に受取人の反社・制裁対象者・外国 PEPs スクリーニングを実施することで、受取人のリスクを適切に把握していることが認められた。一方、受取人及びその実質的支配者の国内 PEPs・国際機関 PEPs スクリーニングは、ほとんどの保険会社で実施されていなかった。

受取人の実質的支配者の特定に際しては、証跡を徴求している保険会社と、顧客からの自己申告のみに依拠している保険会社に大きく二分された。

生命保険の受取人又はその実質的支配者については、前述の PEPs 顧客管理に関する考え方と同様であり、金融庁は、このような考えを基に、今後保険会社に求めていく事項を検討している。

## (4) 為替取引分析業者を利用したマネロン等対策の共同化に係る動向

2025 事務年度の金融行政方針において、「金融機関共通の課題について「共同化」により、費用を抑制しつつ効率的・効果的な対応を可能とすることで、小規模な金融機関でも顧客支援など地域のための取組に注力できる環境を整備する」と示したところ、特殊詐欺やマネロン等が疑われる取引を的確に検知するための取引モニタリングは、高度な専門知識やシステムへの投資等を要することから、特に、中小規模の金融機関において共同化に馴染む領域と位置付けることができる。

取引モニタリングの共同化の受け皿として、資金決済に関する法律に基づき許可

を受けた為替取引分析業者3社<sup>17</sup>がそれぞれ特色あるサービスを金融機関等に提供している。年を追うごとに為替取引分析業者を利用する金融機関等は増加し、2026年3月末時点で3社合計延べ 63 の金融機関等から為替取引分析業務を受託している。

当該3社のサービスの共通点として、委託元金融機関等において発生した取引のうち特殊詐欺やマネロン等が疑われるものについて、疑わしさの程度を分析・評価して委託元金融機関等に通知することが挙げられる。これにより、当該通知を受けた委託元金融機関等は、疑わしさの程度がより高い取引に対し優先的に調査資源を投入できることとなり、特殊詐欺やマネロン等対策をより効率的・効果的に実施することが可能となる。

一方、具体的にどのような手法で分析・評価を行うかについては、AIの活用や検知シナリオの調整に係る助言の提供等、3社それぞれ特色があるほか、分析・評価のみならず継続的顧客管理に係る事務受託等周辺サービスとあわせて受託・提供したり、また、委託元金融機関等を招いて勉強会を開催したりする等、委託元金融機関等における特殊詐欺やマネロン等対策の高度化及び有効性向上に向けて、サービスを競い合っている。

委託元金融機関等においては、為替取引分析業者を利用し、特殊詐欺やマネロン等対策の共同化の効果を最大限に享受するため、為替取引分析業者から疑わしさの程度が低いと通知された取引の中に特殊詐欺の被害や疑わしい取引の届出対象となったものがないか検証し、相当数ある場合には分析・評価手法改善のために為替取引分析業者と協議を行う等、自ら能動的に為替取引分析業者と協働して特殊詐欺やマネロン等への対策の効率性及び実効性向上に努めることが求められる。

#### 4. マネロン等国際的な規制における 2025 事務年度の新たな動向

##### (1) FATF 大臣宣言

マネロン等を取り巻く環境変化を踏まえて FATF 基準の改訂が継続的に行われる中、2024 年に開始された FATF 第5次相互審査においては、法令等整備状況(TC)よりも有効性評価(IO)により重きが置かれる。2026 年4月に公表された FATF 大臣宣言<sup>18</sup>では、2026 年7月からの2年間における戦略的優先事項を示した文書が採択されるとともに、FATF の取組への確固たるコミットが示された。同優先事項では、FATF

---

<sup>17</sup> SCSK RegTech Edge 株式会社、株式会社バンク・ビジネスファクトリー、株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構

<sup>18</sup> FATF 大臣宣言とは、隔年で開催される FATF 大臣会合において、FATF の次の2年間の戦略的優先事項 (Strategic Priorities) に政治的にコミットするもの。FATF プレスリリース：  
<https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfgeneral/Ministerial-Declaration-2026.html>

第5次相互審査の実施といった基本的な活動に加え、「FATF 基準のリスクベースでの効果的な実施に対するサポート強化」「進化する脅威」への対応を2つの柱としている。前者には、①RBA・リスクベース監督の強化、②改訂勧告 16(クロスボーダー送金を中心としたペイメントの透明性)や勧告 16 ガイドランスの作成、③暗号資産に関する FATF 基準の実施促進やマネロン等における官民での新技術の活用、④近年改訂された実質的支配者や財産回復に関する FATF 基準の実施サポート、などが含まれている<sup>19</sup>。後者には、⑤テロ資金供与・拡散金融への対応、⑥詐欺への対応(官官・民民での情報共有の強化を含む)、⑦ドラッグなどの越境組織犯罪への対応などが含まれている。

また、G7や G20 の首脳宣言<sup>20</sup>や財務大臣・中央銀行総裁会議声明等においても FATF の取組の重要性が繰り返し言及されており、政府としてその取組に積極的に関与しているところ、金融機関等においても、近時の環境変化を踏まえ、自らのマネロン等対策の実効性を着実に向上させていくことが求められる。

## (2) 先発国における FATF 第5次相互審査の状況

2025 年 12 月から 2026 年5月にかけて公表された先発国(マレーシア・ベルギー・イタリア・オーストリア・シンガポール)の FATF 第5次相互審査報告書において、「IO. 3: 金融機関・暗号資産交換業者等(VASP)の監督・予防措置」の審査結果は、ベルギーが ME、それ以外の国は SE となっている<sup>21</sup>。金融庁としては、これら先発国の審査結果を分析し、今後の監督及び各種制度運用の参考とするとともに、必要に応じて

---

<sup>19</sup> FATF では近年、リスク評価とリスクベース・アプローチ(勧告1)、非営利団体(NPO)の悪用防止(勧告8)、クロスボーダー送金の透明性向上(勧告16)、財産回復の強化(勧告4、38)、法人・信託等の実質的支配者に関する透明性強化(勧告24、25)の基準改訂を行ってきた。金融庁はFATFの常設部会の一つである政策企画部会(PDG)の共同議長として、こうした基準改訂等の取りまとめに貢献してきた。

<sup>20</sup> G20 ヨハネスブルグ・サミット(2025年11月)における首脳宣言では、例えば、以下の点に言及している(翻訳抜粋)。

- ・我々は、グローバルネットワークに亘るマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融と闘うための金融活動作業部会(FATF)基準の効果的な実施の監視におけるFATFとFATF型地域体への支援を再確認する。
- ・我々は、法人の悪用を防止し、財産回復をさらに促進し、迅速で、建設的で、包摂的で、かつ効果的な国際協力を促進し、送金の透明性を向上させ、暗号資産を用いた不正資金を軽減しつつ暗号資産セクターの責任あるイノベーションを促進するためのグローバルな取組を強化することの必要性を強調する。
- ・我々は、また、DeFi、ステーブルコイン及び個人間で行われる取引(P2P取引)を含む、新たな技術及び関連するリスクに係るFATFの進行中の作業を支持する。

G20 ヨハネスブルグ・サミット(2025年11月)概要:

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/epc/pageit\\_000001\\_02592.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/epc/pageit_000001_02592.html)

<sup>21</sup> IOは、上からHE(High level of effectiveness)、SE(Substantial level of effectiveness)、ME(Moderate level of effectiveness)、LE(Low level of effectiveness)の4段階で審査結果が付される。

我が国の取組の高度化につなげていくこととしている。

また、金融機関等においても、当該審査結果のうち金融機関等が主体の取組に対する評価を参考にしながら、第5次対日審査に向けた準備を進めていくことが求められる。評価の概要は以下のとおりである。

金融機関等によるリスクの理解については、国によるリスク評価も踏まえているか、詐欺や暗号資産などの新しいリスクにも対応しているかといった、観点が重視されている。銀行等の大規模な金融機関を中心に自社に関わるマネロン等リスクの理解が高度化していると評価されている一方で、セクター間及び事業者間でばらつきが見られることが指摘されている。具体的には、VASP 等の高リスクセクターにおいてリスクの理解が十分でない場合があるほか、一部の金融機関等では顧客リスク評価の枠組みに改善の余地があるとされている。またベルギーに対しては、一部セクターにおいて国によるリスク評価の内容が十分に認識されていないこと、特定の革新的な商品を提供する金融機関等の間でマネロン等リスク管理よりも利益の追求が優先されていることが指摘されている。

法令等で求められているマネロン等対策に係る義務及び事業活動に照らして適切なリスク低減措置への理解度や実効性も重視される。金融機関等による義務・リスク低減措置の履行については、銀行セクターを中心に顧客管理や記録保存等の基本的な措置が概ね適切に実施されていると評価されている一方で、資金移動業者・VASP・電子マネー関連事業者といった高リスクセクターにおいて、義務の理解及び履行の水準のばらつきが指摘されている。加えて、ベルギーにおいては、資金移動業者が代理店ネットワークを通じてサービスを提供することにより生じるリスクを十分に管理できていないとの指摘がなされている。

顧客の実質的支配者に関しては、複雑な所有・支配構造を有する顧客への対応が課題とされ、また公的登録情報や顧客からの申告に過度に依存し、当該情報の突合や整合性の検証が十分に行われていない事例も指摘されている。疑わしい取引の届出については、件数が各セクター・事業者のリスクや規模に比して十分でないこと、届出が一部の事業者に集中していること、届出の大幅な遅延が見られることなどが指摘されており、量・質とも改善の余地があると評価されている。

第5次対日審査においてマネロン等リスク低減措置に係るどのような事項が論点となるかは、FATF が公表しているメソドロジー<sup>22</sup>からある程度読み取ることができる。我が国の金融機関等においては、特に当該メソドロジーの 10.3 部分に記載の事項<sup>23</sup>に

---

<sup>22</sup> FATF Methodologies :

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.html>

<sup>23</sup> 10.3 のコアイシュー3.3 では、金融機関等・VASP における自らのマネロン等リスクの水準や特性の理解（時間の経過に伴う変化を含む）が確認される。コアイシュー3.4 では、金融機

ついて十分に有効性が説明できるよう、準備をしておく必要がある。

【図表1】先発5カ国の結果

被審査国	フォローアップ (FU)	有効性審査結果										
		IO1	IO2	IO3	IO4	IO5	IO6	IO7	IO8	IO9	IO10	IO11
マレーシア 	通常	SE	ME	SE	ME	ME	SE	ME	ME	SE	SE	SE
ベルギー 	重点	ME	ME	ME	ME	ME	SE	ME	ME	SE	ME	ME
イタリア 	通常	SE	SE	SE	ME	ME	SE	SE	SE	SE	ME	SE
オーストリア 	重点	ME	ME	SE	ME	HE	ME	ME	ME	SE	ME	ME
シンガポール 	通常	SE	SE	SE	SE	ME	SE	ME	SE	SE	ME	ME

(出典) 金融庁

### (3) RBA の重要性

リスクに見合った対応及びリソース配分を行えば、高リスク分野へのリソースの重点投下が可能となり、国全体・個社としてマネロン等対策の実効性が向上すると同時に、低リスク分野におけるオーバーコンプライアンスによる金融排除・デリスクキングの発生を防止できる。こうしたことから、RBA は、FATF 基準全体において最も重要な概念の1つであり、最近の FATF における議論でも、その重要性に改めて焦点が当たっている。こうしたことも背景に、FATF は、勧告1(リスク評価と RBA)の改訂<sup>24</sup>(2025年2月)や、金融包摂及びマネロン・テロ資金供与対策に関する改訂ガイダンス<sup>25</sup>(2025年6月)を公表した。RBA に関する国際的な議論が活発化している中、2026年2月には、FATF が RBA とリスクベース監督の現状や課題、今後の方向性について

関及び VASP が自らのマネロン等対策に係る義務及び事業活動に適したリスク低減措置をどの程度適切に理解し、適用しているかという観点から、顧客管理及び記録の保存、実質的支配者の特定、継続的顧客管理、PEPs 顧客管理、コルレス先管理、新商品・サービス管理、送金に係る義務、FATF のグレーリスト・ブラックリスト掲載国に係る対応、疑わしい取引の届出、内部管理体制及び監査等の事項を含めて確認される。具体的な要素としては、リスク特定・評価・更新及びその結果のリスク低減措置への反映状況、リスクに見合ったマネロン等対策に係る方針・手続・内部統制(顧客管理、取引モニタリング、疑わしい取引の届出等)の整備・運用状況及びその実務上の成果(疑わしい取引の届出や顧客情報の質・提供速度等)、コンプライアンス体制(機能の独立性、情報アクセス、経営関与、研修、内部監査及び是正措置等)、外部委託やグループ内統制の管理状況、不正利用に係る手口や対策の好事例等が示されている。

<sup>24</sup> 本改訂は、各国に対して、リスクが低い場合には「簡素化された措置」(簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence)等)の採用を許容・奨励し、金融機関による「簡素化された措置」の実施を後押しするとともに、各国に対し、低リスク分野を特定するとともに、取り得る簡素化された措置に関するガイダンス等を、金融機関等向けに作成するよう求めている。FATF による金融包摂を促進するための基準改訂の実施及び市中協議文書「AML/CFT 及び金融包摂に関するガイダンスの改訂案」の公表について：

<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250303/20250303.html>

<sup>25</sup> FATF による「金融包摂及びマネロン・テロ資金供与対策に関するガイダンス」の公表について：<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250624/20250624.html>

議論するために官民の有識者を招集し、Learning and Development Forum を開催した。同フォーラムでは、以下を含む多くの重要な示唆が共有された<sup>26</sup>。

- ・ 官民が共通のリスク認識に基づいて、リスクに応じた資源配分を行うことを確実にしていくべきであり、これによりリスク対処がより効果的となるとともに、正当な利用者に対する過度な負荷の軽減にもつながる。
- ・ リスク環境が絶えず変化する中、多くの法域では、リスク理解について、定期的なリスク評価から、官民連携を含めたより動的かつ共同的なアプローチへと進化している。
- ・ 形式よりも機能に着目し、新たな技術やモデルを監督活動に取り入れることは、高リスクに資源を集中させ、実効的な措置をとることに寄与する。

#### (4) FATF 勧告 16 改訂:クロスボーダー送金の透明性向上

FATF は、新しい技術・プレイヤー・ビジネスモデルの登場等によるペイメント市場の構造変化や ISO20022 等の新たな規格等を踏まえ、FATF 基準の原則である競争条件の公平性を確保しつつ、関連規制の抜け穴を防ぎ、犯罪者やテロリストによるクロスボーダー送金システムの悪用を阻止すること等を目的に、2025 年6月に改訂勧告 16 を最終化した<sup>27</sup>。その後、10 月に同勧告のメソドロジーも改訂・公表した<sup>28</sup>。

##### BOX(勧告 16 改訂の概要)

##### ① クロスボーダー送金の始点・終点定義の明確化及びペイメントチェーンの主体の責任の明確化

- ・ 送金の始点を「送金人から、受取人への送金の指図を受けた金融機関」、送金の終点を「受取人の口座を提供する金融機関、または受取人に現金を受け渡す金融機関」と定義。送金の始点を資金移動業者 F、終点を E 銀行にする下図の例においては、従来は内国送金として扱われていた D 銀行の資金移動業者 G 口座から E 銀行の受取人 Y 口座への送金についても、クロスボーダー送金の一部とみなされることとなった。

<sup>26</sup> FATF によるプレスリリース :

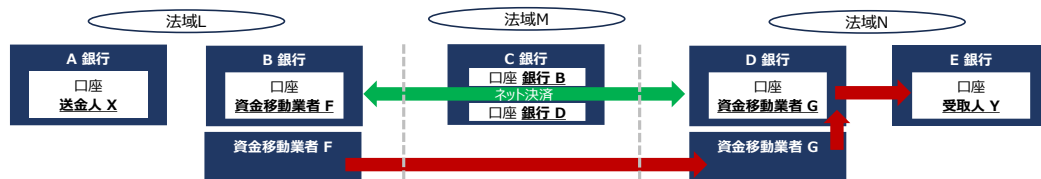
<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfgeneral/learning-and-development-forum-february-2026.html>

<sup>27</sup> FATF による「Payment Transparency に関する FATF 勧告 16 の改訂」の公表について :

<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250619/20250619.html>

<sup>28</sup> 改訂の概要説明資料 (金融庁作成資料) :

<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250619/01.pdf>



(出典) 金融庁

② クロスボーダー送金における送付情報の改善(送金人・受取人情報の内容・質等)

- ・ 通知必須情報が拡充され、さらに、通知情報は可能な限り ISO20022 や LEI 等の確立された標準に従うべきとされた。標準化・構造化された電文フォーマットによるデータ活用を通し、オペレーションの自動処理や送金人・受取人特定の整合性確認等における効率性の向上が企図されている。

項目		現行勧告	改訂勧告
送金人 情報	自然人	「氏名/名称」、「口座番号」 及び	「氏名/名称」、「口座番号」に加え、「住所」、「生年月日」
	法人	「住所」又は、「国民ID番号」又は、「CIF」 又は、「生年月日及び出生地」	「氏名/名称」、「口座番号」に加え、「住所」、当該情報が存在 すれば「BIC」又は「LEI」又は「公的識別子」
受取人 情報	自然人	「氏名/名称」及び「口座番号」	「氏名/名称」、「口座番号」に加え、「国名・都市名」
	法人	「氏名/名称」及び「口座番号」	「氏名/名称」、「口座番号」に加え、「住所」、当該情報が存在 すれば「BIC」又は「LEI」又は「公的識別子」

(出典) 金融庁

③ クロスボーダー送金における受取人情報の整合性の確認

- ・ 通知された受取人情報と受取金融機関の保持する受取人情報の整合性を確認し、詐欺を含む不正送金・誤送金を防止することを企図し、確認方法として3つの選択肢を提示している。

項目	現行勧告	改訂勧告
受取人情報の 整合性確認	但し、 <b>通知情報が欠落している場合</b> に、受取金融機関が、いつ、取引実行、拒否、一時停止等の措置を取るか決定するためのポリシーや手順を備える義務はある	<p>下記①～③のいずれかを義務付け</p> <p>① 送金受領時に、受取金融機関が、「通知された受取人の氏名・口座番号」と「自身が保有する受取人の氏名・口座番号」の整合性を確認する方法</p> <p>② 受取金融機関が、リスクベースアプローチに基づき、包括的な継続モニタリングにて対応する方法</p> <p>③ 上記①・②の代わり、送金前に、送金元金融機関が受取金融機関に対し、受取人口座の氏名・口座番号の整合性の確認を事前検証システム(COP/VOP)にて行う方法</p> <p>但し、<b>情報が欠落している場合</b>や<b>情報の不整合があった場合</b>は、現行勧告の左記括弧内の義務は継続</p>

(出典) 金融庁

④ カード決済に関する勧告 16 適用除外規定の見直し

- ・ 従来はカードを使った財・サービスの購入については、カード番号を付帯している場合には通知義務の適用が除外されていたが、本改訂により新たにイシューア及びアクワイアラの「名称」「所在地」の情報を、カード決済チェーン内の金融

機関が、法執行当局等からの照会に応じて提出が可能となるようにすべき、との要件が追加された。

⑤ クロスボーダーにおける現金引出しへの限定的基準の適用

- ・ カードによるクロスボーダーの現金引出しにおいて、新たに、(i)現金引出しの取引通知にカード番号を付随、(ii)照会受領後3営業日以内にイシュアからアクワイアラヘカードホルダーの氏名を通知する義務が追加された。

改訂勧告 16 の円滑な実施に向けて、同改訂勧告のガイダンス案を策定し、今般、その市中協議案を 2026 年6月に採択した<sup>29</sup>。FATF は今夏の市中協議を経て、同ガイダンス最終案の採択を目指す。FATF は改訂勧告の実施期限として 2030 年末までリードタイムを設定しており、本改訂の複雑性等を踏まえ、民間ステークホルダーとの対話を継続するとともに、グローバルでの官民の実施状況をモニタリングし、課題・解決策などを特定していく予定である。本改訂の実施については、マネロン等対策に関する要請と他の政策目的(送金スピード・コスト・金融包摂・データ保護・プライバシー)との両立を確保する一方で、民間部門などへの意図しない副作用の発生に留意を要する。官民連携の下、法令や関連決済インフラの整備、実務慣行の見直しなどが進められる予定である。我が国における全国銀行資金決済ネットワークによる新資金決済システムの検討は、改訂 FATF 勧告 16 への対応も視野に入れている<sup>30</sup>。

## (5) 暗号資産・ステーブルコインに係る国際的動向

FATF は、2018 年 10 月に暗号資産を含む金融活動に FATF 勧告が適用されることを明確にするため勧告 15 を改訂し、2019 年6月にその解釈ノートの改訂及び暗号資産に関するガイダンスを公表した(2021 年 10 月に改訂)<sup>31</sup>。以降、FATF の政策企画部会傘下の暗号資産コンタクト・グループ(以下「VACG」)<sup>32</sup>は、グローバルでの勧告 15 の着実かつ効果的な実施促進及び新規の課題・リスクの特定等に取り組んでいる。

FATF は、VACG の作業を通して、近年のリスク環境を踏まえ、2026 年3月に以下2

<sup>29</sup> 金融庁は、官民のガイダンス作成プロジェクトチームにおいて共同リードを務めてきた。FATF による市中協議文書「FATF 改訂勧告 16 ガイダンス案」の公表について：

<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20260624/20260626.html>

<sup>30</sup> 2026 年 3 月、一般社団法人 全国銀行資金決済ネットワークは、「資金決済システムの将来像に関するスタディグループにおける検討結果」を公表した。新決済システムのコンセプトには、「FATF 勧告 16 改訂などの新たな規制への対応」も含まれている。

[https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement\\_20260319-2.pdf](https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20260319-2.pdf)

<sup>31</sup> 金融活動作業部会 (FATF) による「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」改訂版の公表について：

<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20211101/20211101.html>

<sup>32</sup> 2019 年 6 月の VACG の設立以降、金融庁が共同議長を務めている。

本の報告書を公表した。

#### ア ステ이블コイン及びアンホステッド・ウォレット(P2P)に関する報告書<sup>33</sup>

近年、市場規模が拡大しているステ이블コインについては、マネロン等への悪用が増加傾向にある。また、ステ이블コインはその価値の安定性等を背景として、規制された仲介者の介在しないアンホステッド・ウォレットを利用した P2P 取引に用いられる可能性が指摘されている。こうした状況を踏まえ、本報告書では、ステ이블コインとアンホステッド・ウォレット(P2P)の不正利用に関する脅威や脆弱性に関する分析、リスク低減に向けた各法域の好取組事例、官民関係者向けの推奨事項等が整理されている。例えば、ステ이블コイン発行体に対しては、マネロン等及び拡散金融に係るリスク評価や流通市場の監視、設計段階における適切なガバナンスの組込み、凍結・焼却機能等のスマートコントラクト制御といったリスク低減策の実施が推奨されている。

#### イ オフショア VASP に係るリスクの把握と軽減に関する報告書<sup>34</sup>

VASP に対する登録・免許義務に関して、物理的所在にかかわらず VASP に登録・免許義務を課す法域がある一方、自法域に設立された VASP のみに登録・免許義務を導入する法域も存在しており、こうした規制上の扱いの差異が、マネロン等及び拡散金融に悪用されるリスクを高めている。また、多くの法域において、域外(オフショア)からサービスを提供する事業者の把握や監督、さらには国際協力に依然として課題が確認されている。こうした状況を踏まえ、本報告書では、オフショア VASP に係るリスク及び脆弱性、規制面での課題や好取組事例、官民関係者向けの推奨事項等が整理されている。民間向けの推奨事項には、取引相手のグループ全体の活動についてリスク評価を実施した上で、そのリスク管理のため、事業内容の把握、マネロン等及び拡散金融リスク管理態勢の評価等を実施すること(FATF 勧告 13)、海外支店等も含めたグループ単位でのマネロン等及び拡散金融リスク管理(FATF 勧告 18)、無登録・無免許の VASP を当局へ通報するとともに取引関係を解消すること等が挙げられている。

---

<sup>33</sup> FATF による「ステ이블コイン及びアンホステッド・ウォレット (P2P) に関する報告書」の公表について：<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20260303/20260303.html>

<sup>34</sup> FATF による「オフショア VASP に係るリスクの把握と軽減に関する報告書」の公表について：<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20260311/20260311.html>

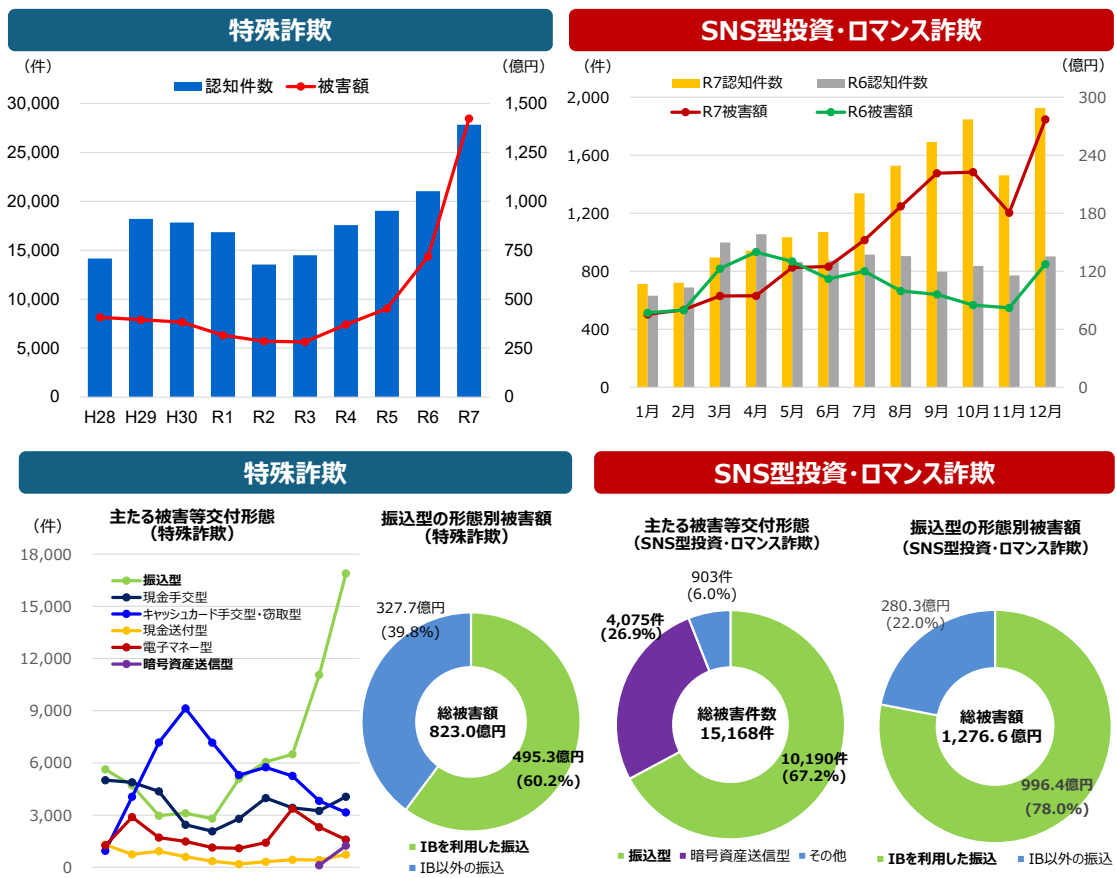
## 第2章 国民を金融犯罪から守るための取組

### 1. 金融犯罪対策に係る取組の現状

近年、特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺<sup>35</sup>の被害が拡大している<sup>36</sup>。

また、詐欺被害金の移転に金融サービスが悪用されており、振込型、中でもインターネットバンキング (IB) を悪用した被害が増加しているほか、暗号資産の送信による被害も増加傾向にある。

【図表2】特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害状況



(出典) 警察庁公表資料<sup>37</sup>をもとに金融庁作成

<sup>35</sup> 警察庁においては、2026年からは、SNS型投資・ロマンス詐欺を特殊詐欺の一手口として位置付け、全体を「特殊詐欺」と呼称することとしているが、本資料においては、2025年以前の統計数値を用いていることから、特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺を区別して呼称することとする。

<sup>36</sup> 足元の被害状況としては、「令和7年の犯罪情勢」(警察庁公表)によると、詐欺を含む財産犯による2025年の被害額は約4,984億円と前年比で23.9%増加し、過去最多となった2024年の水準をさらに上回った。

<sup>37</sup> 警察庁ウェブサイト：令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検

2024年6月には、詐欺全般に特化した初めての総合対策として、「国民を詐欺から守るための総合対策」(以下「総合対策」)が犯罪対策閣僚会議<sup>38</sup>において策定され、2025年4月には「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」(以下「総合対策 2.0」)に改訂された。

金融庁においては、総合対策及び総合対策 2.0における施策をはじめとして、国民が金融犯罪の被害に遭わないような環境の整備を関係省庁と連携し進めている。

金融庁と警察庁の間でも、足元の犯罪動向等について実務者レベルで定期的な情報交換を行っているほか、総合対策 2.0における各種施策の実行に当たり、両庁でより緊密に意思疎通を図ることが重要との認識の下、2025年5月及び同年11月に局長級会合を開催した<sup>39</sup>。

また、金融庁においては、金融犯罪対策について庁内の情報連携を深めるため、「金融犯罪対策連絡会」を設置しており、同会議を通じて総合対策等に係る施策を推進している。

総合対策等を受けた主な施策は、以降に詳述する。

## 2. 「被害に遭わせない」ための対策

### (1) 相談窓口の開設及び受付実績

金融庁では、詐欺的な投資の取引による損害を被った場合に限らず、詐欺的な投資勧誘を受けて、不審に思った利用者や投資を悩んでいる利用者などからの相談等を受け付ける「詐欺的な投資に関する相談ダイヤル」を開設<sup>40</sup>している。上記窓口等で受け付けた詐欺的な投資に関する相談等に対し、金融サービス利用者相談室<sup>41</sup>の専門相談員が他機関の相談窓口の紹介や論点の整理などのアドバイスを行った。金融サービス利用者相談室で受け付けた2024年度から2025年度の詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数は以下のとおり。

---

挙状況等について（確定値）：

[https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi\\_toukei2025.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2025.pdf)

<sup>38</sup> 犯罪対策閣僚会議（内閣官房ウェブサイト）：

<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/hanzai/index.html>

<sup>39</sup> 警察庁と金融庁による局長級会合の開催について（第2回）：

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20251128/202511281400.html>

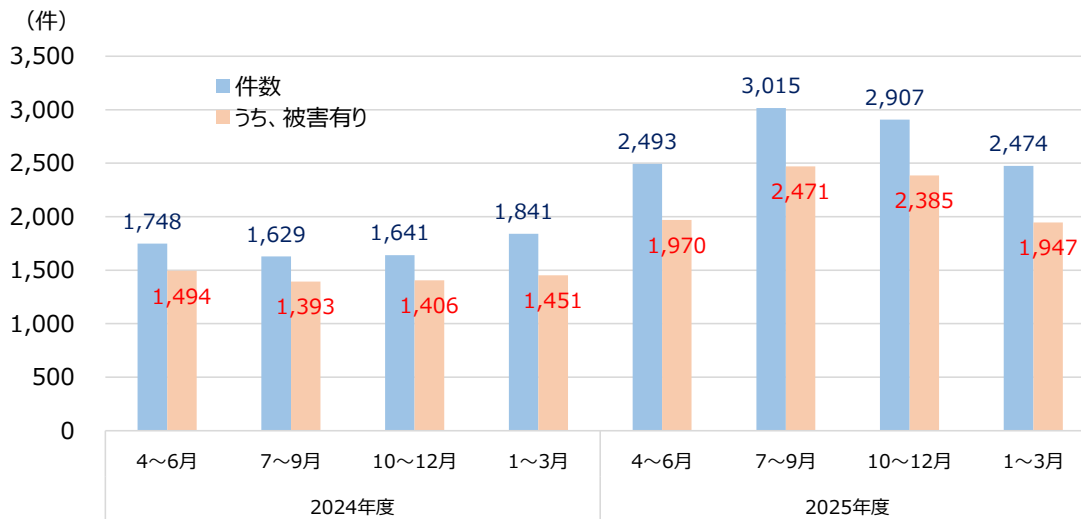
<sup>40</sup> 「詐欺的な投資に関する相談ダイヤル」の開設について

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240619/toshisagi.html>

<sup>41</sup> 金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・郵送等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

<https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

【図表3】詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数(2024年度～2025年度)



(出典) 金融庁

## (2) 無登録で金融商品取引業を行う者に対する取組

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害は、深刻な情勢が継続しており、近年、金融庁へ寄せられる相談件数も増えている。

こうした相談には、無登録で金融商品取引業を行っている者(以下「無登録業者」)が関与する詐欺的なものも多くみられるところ、詐欺被害に遭わないためには、取引相手の事業者が、登録等を受けている金融事業者か確認することが重要である。

そこで金融庁は、これらの金融事業者の登録等の状況について、パソコンやスマートフォンで業種横断的に一括検索できる機能を開発の上、2026年1月から金融庁ウェブサイトにて公表<sup>42</sup>し、本機能の提供を開始した。

本機能の利用を促進するため、日本証券業協会・一般社団法人日本暗号資産等取引業協会・警察庁等のウェブサイトに掲載し、本機能を周知するよう協力を依頼した。

また、金融庁等では、無登録業者に対し、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、①違法な営業行為を直ちにやめるよう求める警告書を発出し、②投資家等への注意喚起のため、警告書を発出した事実等を金融庁ウェブサイトで公表するとともに、③捜査当局との間で、警告書を発出した無登録業者の情報を共有している。このほか、証券取引等監視委員会において金融商品取引法違反行為に係る

<sup>42</sup> 「金融事業者一括検索機能」の運用開始について：

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260130/20260130.html>

裁判所への禁止又は停止命令の申立てを行うなど、無登録業者による被害の拡大防止を図るための取組を実施している。

2025年度の警告書の発出実績については、86件となっている。うち国内所在業者（所在不明業者も含む）が48件、海外所在業者が38件である。

また、同年度に証券取引等監視委員会が実施した裁判所への禁止又は停止命令の申立件数は2件となっている。1件目<sup>43</sup>は、無登録で外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募及び売買の媒介並びに当該集団投資スキームに係る財産の運用を業として行っていた者に対して、2件目<sup>44</sup>は、無登録で外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い及び投資一任契約の締結の媒介を業として行っていた者に対して、可及的速やかに当該違反行為の禁止及び停止を求める旨の申立てを行ったものである。

なお、警告書の発出については近年、海外所在業者が、インターネットを通じて、無登録で店頭デリバティブ取引の勧誘を行っていることに対するものが最も多く、次いで SNS やウェブサイト上で金融商品取引業を行う旨を表示するものが多い状況となっている。

具体的には、海外所在の無登録業者が、インターネットに日本語ホームページを開設し、外国為替証拠金取引（FX 取引）等の勧誘を行っているような例が散見される。

仮に海外当局の登録や免許等を有している海外所在業者であったとしても、日本の居住者のために又は日本の居住者を相手方として金融商品取引を業として行う場合は、日本の金融商品取引法に基づく金融商品取引業の登録等が必要であり、当該登録等をせずに金融商品取引業を行うことは禁止されている。また、そうした無登録業者の利用を推奨する SNS の投稿も見られることから、金融庁では、過去に警告書を発出した無登録業者を推奨するような SNS 上の投稿に対しては、金融庁公式アカウントから投資家へ利用しないよう呼び掛けを行っている。

上記のほか、近年では、既存の金融商品取引業者の名称を詐称する事例、登録番号をかたることで登録されているかのように偽装する事例、認可協会に加入しているかのように装ったウェブサイトの表記により詐欺的な投資勧誘を行う事例も確認されており、こうした先に対して警告を発出するとともに公表し、様々な媒体で利用者に向けて情報発信や注意喚起を行っている。

---

<sup>43</sup> Black Clover Limited（ブラッククローバー社）及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて：

[https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2025/2025/20250425-1.html](https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2025/2025/20250425-1.html)

<sup>44</sup> 株式会社 BANK INNOVATION 及び株式会社プロスペリティアシュアランス並びにこれらの役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて：[https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2026/2026/20260331-2.html](https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2026/2026/20260331-2.html)

### (3) SNS上で投資詐欺等が疑われる広告等に関する取組

SNS型投資詐欺の中には、著名人等になりすましたSNS上の投資広告や投稿等を端緒とするものがみられる。金融庁では、投資詐欺を目的とするようなSNS上の広告等が金融商品取引法に違反する可能性があることから、投資被害の拡大を防止する観点から、当該広告等に関して情報収集の上、SNS事業者等と連携して当該広告等の削除につなげるために、2024年10月に「SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」<sup>45</sup>を設置した。

当該窓口では、そのような偽広告等をきっかけに投資や有料の投資アドバイスの勧誘を受けた、又は実際に投資詐欺の被害に遭った等の情報を持っている方を対象に、金融庁が広く情報提供を受け付け、情報を精査の上、金融商品取引法違反が疑われる当該広告等を特定できるような情報については、主要なSNS事業者への提供を行っている。なお、当該窓口にて2025年度に提供を受けた情報は587件となっている。

また、こうした情報から確認された投資詐欺の手法を紹介する注意喚起ページ<sup>46</sup>を開設し、新聞やバナー広告による投資詐欺に関する政府広報と連携させて周知を行った。

### (4) オンラインカジノ対策の現状と取組

オンラインカジノは、海外で合法的に運営されている場合でも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪に当たる<sup>47</sup>。オンラインカジノへの賭客からの送金は、銀行や資金移動業者を介した送金、暗号資産による送金など様々な形態で行われており、オンラインカジノの実質的な運営者である犯罪グループ等が、決済代行・収納代行業者を自称する複数の業者の口座を経由して賭客に行わせる事例<sup>48</sup>が見られる。本件への対応として、金融庁においては、以下の取組を実施している。

#### ① 金融業界への要請発出

2025年5月、金融庁と警察庁の連名で、預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者・前払式支払手段発行者の各業界団体等を通じ、金融機関に対して、

---

<sup>45</sup> SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口の設置等について：

[https://www.fsa.go.jp/receipt/toushisagi\\_koukoku.html](https://www.fsa.go.jp/receipt/toushisagi_koukoku.html)

<sup>46</sup> それ詐欺です！SNS上の投資勧誘にご注意ください！：

[https://www.fsa.go.jp/receipt/toushisagi\\_koukoku/shuhou.html](https://www.fsa.go.jp/receipt/toushisagi_koukoku/shuhou.html)

<sup>47</sup> オンラインカジノは、あなたの身を滅ぼします：

[https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/chuui\\_onlinecasino.html](https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/chuui_onlinecasino.html)

<sup>48</sup> こうした実態は、国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」（2025年11月）においても指摘されている。

以下の内容を要請した<sup>49</sup>。

- ・ 日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること
- ・ オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための決済等のサービス利用を禁止している旨を利用規約等で明らかにすること
- ・ 利用者が国内外のオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合に当該決済を停止すること

## ② マネロン等及び口座不正利用対策

金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例」は、金融庁等が所管する特定事業者が犯収法第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものである。

金融庁は、オンラインカジノへの送金や不正利用が疑われる口座の特定について、金融機関における取組事例を把握した上で、2025年8月に「疑わしい取引の参考事例」を改訂<sup>50</sup>することにより金融機関への共有を行った。

各金融機関において、改訂事例等を踏まえた疑わしい取引の届出がなされることを通じ、捜査当局におけるオンラインカジノの実態解明等につながることを期待される。

あわせて、預金取扱金融機関に対しては、口座の不正利用等防止に向けた対策に係る要請文(3.(1)ア参照)において検知能力の強化等を求めているところ、こうした取組は、オンラインカジノ運営者への資金移転の防止にも寄与することが期待される。

このほか、金融庁は、国境をまたぐ収納代行について、資金移動業に係る規制を及ぼすべく、2025年6月に「資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第66号。以下「改正法」)を公布<sup>51</sup>した。2026年5月には関連する下位法令及び事務ガイドライン(以下「下位法令等」)を改正し<sup>52</sup>、同年6月に改正法及び下位法令等

---

<sup>49</sup> オンラインカジノに係る賭博事犯防止等について：

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250515/20250515.html>

<sup>50</sup> 疑わしい取引の参考事例：

<https://www.fsa.go.jp/str/jirei/>

<sup>51</sup> 資金決済に関する法律の一部を改正する法律(2025年3月7日提出、2025年6月6日成立)

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/>

<sup>52</sup> 令和7年資金決済法改正に係る政令の公布及びパブリックコメントの結果等について：

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260522/20260522.html>

が施行されたことにより、オンラインカジノ等の違法な送金を行う者について、無登録業者として取締りの対象とすることが可能となっている。

金融庁及び金融機関において、こうした一連の取組を通じ、オンラインカジノ利用を防止していくことが、金融システムへの信頼を守ることにもつながる。

### (5) フィッシング等による不正アクセス・不正取引に関する取組

我が国のインターネットバンキングに係る不正送金については、2025 年は発生件数が 4,747 件(前年 4,369 件)、被害総額は約 104 億円(前年約 87 億円)と、被害が前年から増加している<sup>53</sup>。

また、証券会社のインターネット取引サービスについても、2025 年春頃に不正アクセス・不正取引(第三者による取引)の被害が急増した。こうした不正アクセス・不正取引による被害は、証券業界に限らず金融業界の信頼に直結する問題である。利用者が安心して取引を行うことができるよう、金融機関において不正アクセス・不正取引への対策を着実に強化していくことが重要な継続課題となっている。

インターネット取引サービスへの不正アクセス・不正取引について、金融庁は、2025 年7月にフィッシング耐性のある多要素認証導入等の対策強化を所管金融機関に対して要請した。さらに同年 10 月には、金融商品取引業者等向けの監督指針の改正を行った。加えて、2026 年上期には、預金取扱金融機関・暗号資産交換業者など各業態の業務内容やリスク特性を踏まえ、監督指針及び事務ガイドラインを改正した。金融庁は、改正後の監督指針等に基づき、国民が安心して金融取引を行うことができる環境の確保に向け、モニタリングを行っていく。

## 3. 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

### (1) 口座の不正利用等防止に向けた対策の強化

#### ア 要請の発出

特殊詐欺では、預貯金口座への振込によって被害金が犯罪者の手にわたる場合が多く、中でもインターネットバンキングによる振込がその多くを占めている。警察庁<sup>54</sup>によれば、被害総額のうち振込型の占める割合が 57.8%、そのうちインターネットバンキング利用によるものが 60.2%を占めている。SNS 型投資・ロマンス詐

---

<sup>53</sup> 令和 7 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (警察庁ウェブサイト) : [https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R7/R07\\_cyber\\_jousei.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R7/R07_cyber_jousei.pdf)

<sup>54</sup> 令和 7 年における特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について (確定値) : [https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi\\_toukei2025.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2025.pdf)

欺ではその割合は更に高く、被害総額のうち振込型の占める割合が 67.2%、そのうちインターネットバンキング利用によるものが 78.0%を占めている。

また、総合対策 2.0 においても、「インターネットバンキングの利用が被害の高額化の一つの要因になっていることがわかることから、インターネットバンキングの初期利用限度額の適切な設定、インターネットバンキングの申込みがあった際や利用限度額引上げ時の利用者への確認や注意喚起等の取組を推進する」とされた。

こうした状況を踏まえ、2025 年9月に金融庁は警察庁と連名で、預金取扱金融機関の業界団体等に対し、インターネットバンキングに係る対策の強化を含む預貯金口座の不正利用等の防止に向けた対策の一層の強化を要請した<sup>55</sup>。当該要請は、2024 年8月に要請した預貯金口座の不正利用等対策に係る内容を踏襲しつつ、新たに以下の対策を追加している。

- ①インターネットバンキング利用申込みの際の確認・注意喚起
- ②インターネットバンキング初期利用限度額の適切な設定
- ③インターネットバンキング利用開始後・利用限度額引上げ時の確認・注意喚起
- ④(2024 年に要請した口座の売買に加え)譲渡・譲受・貸借も違法である旨の注意喚起
- ⑤(2024 年に要請した暗号資産交換業者に加え)資金移動業者への異名義送金の拒否

## イ フォローアップアンケートの実施

2025 年9月の要請への各金融機関の対応状況を確認するため、金融庁は、同年 11 月から 12 月にかけてフォローアップアンケートを実施した。

対応状況を集計・分析した結果、2024 年8月の要請を受けて 2025 年1月に実施した第1回アンケートと比べ、口座売買等の違法性の周知や口座不正利用の態様分析等は進展がみられた一方、オンライン取引のアクセス環境に着目した不審取引の検知や検知した不正取引に対する適時の保留・制限等、システム対応を要する項目の進展は限定的であった(詳細は「別紙2:口座不正利用対策等に係る要請文フォローアップアンケートの実施結果」参照)。

2025 年における SNS 型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の被害額が3千億円を超えて過去最高となる中、犯罪者は相対的に対策の不十分な金融機関を集中的に狙い続ける傾向があることを踏まえれば、足元の対策の進捗状況は総体

---

<sup>55</sup> 法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について：

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.html>

として不十分であり、金融機関には対応の加速化が求められる。

フォローアップは今後も継続的に実施していく予定であり、システム開発等、一定の時間を要する対応事項もあるが、システムでの対応が図られるまでの期間においても、各金融機関は目検対応等で代替・補完できる対策に取り組むとともに、システムベンダーや共同システム運営主体とも十分に協議し、計画的かつ速やかに対策を講じる必要がある。

### ウ 犯収法の改正(口座売買の厳罰化・「送金犯罪」に関する罰則の創設)

特殊詐欺の被害金の受け皿等として預貯金口座等が悪用されている実態を踏まえ、①預貯金通帳<sup>56</sup>の不正譲渡等に対する罰則の引上げ、②いわゆる「送金犯罪<sup>57</sup>」に関する罰則の創設、③「架空名義口座」を利用した新たな措置の創設等を内容とする犯収法の一部改正法が2026年6月に成立し、公布された。

このうち、①及び②の改正規定は公布の日から起算して1月を経過した日から施行され、その内容は以下のとおりである。

①については、改正前の罰則であった1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科が3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科へ引き上げられ、かつ、業として不正譲渡等を行った者については3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科が5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科へ引き上げられることとなった。

②については、通常の商取引等その他の正当な理由がないのに、有償で、他人に対し、同人名義の口座を使用させたまま、当該口座に振り込まれた財産を別口座に移転するよう依頼する行為等に対する罰則を創設し、2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科、かつ、業として当該行為等を行った者については3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科とした。

---

<sup>56</sup> 預貯金通帳等のほか、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報、為替取引カード等、電子決済手段等取引情報、電子決済等利用情報及び暗号資産交換利用情報の不正譲渡等についても同様に罰則が引き上げられる。

<sup>57</sup> 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為(預貯金契約、高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約、電子決済手段等取引契約、電子決済等利用契約及び暗号資産交換契約に係る役務並びに為替取引による送金又はその受取に係る役務を利用して自己以外の者に財産を移転する行為等)をするように依頼した者等が対象。

## (2) 金融機関における不正取引の検知能力の向上

### ア 背景及び目的

総合対策に続き、総合対策 2.0 においても、「引き続き、関係当局が連携し、預貯金口座の不正利用に係る預金取扱金融機関の検知能力の強化を図る」ことが盛り込まれた。

数多の取引から、特殊詐欺により金銭を騙し取るための取引やその他の不正利用が疑われる取引を的確に検知するためには、取引モニタリングシステムを適切に活用することが不可欠である。また、被害金の移転・散逸を防止するために即時性の高い検知及び検知後の取引停止・口座凍結等、リスク低減措置の実施が求められることに留意する必要がある。

現状、ほとんどの預金取扱金融機関が取引モニタリングシステムを利用して不正取引やマネロン等が疑われる取引の検知に努めている一方で、金融サービスを悪用する犯罪の手口が日々複雑化・巧妙化し、特殊詐欺被害の増加が続いている。

こうした中、金融庁は、金融業界全体の検知能力強化の方向性を見出すことを目的として、2025 年度に委託調査<sup>58</sup>を実施した。規模・特性が異なる8先の預金取扱金融機関と協働し、実際の不正取引等の特徴に照らした共通テストシナリオ・テストデータを用いて、各金融機関における取引モニタリングシステムの検知状況を横断的に比較することで、金融機関等の規模やシステムの活用方法による検知状況の違いや特徴を調査・分析した。

### イ 結果概要

共通テストシナリオの検知率は、全国規模で事業展開する大規模金融機関が相対的に高く、地域金融機関は低い傾向であった(図表4参照)。

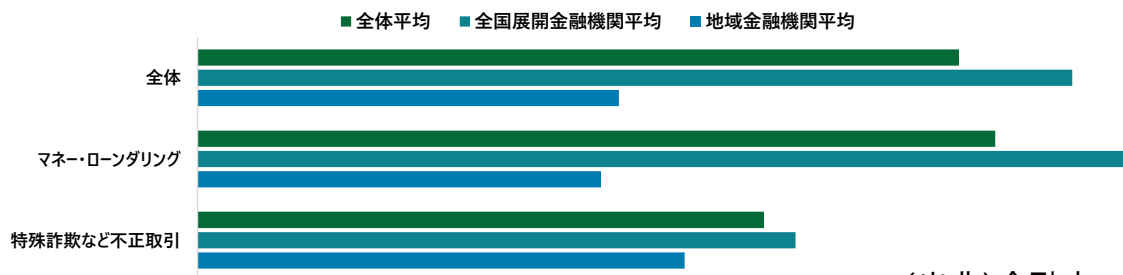
共通テストシナリオの類型別では、取引行動に加えてアクセス情報(IP アドレス・端末情報・ブラウザ言語・タイムゾーン等)や顧客の属性情報(職業・年齢・収入/資産・居住地等)を組み合わせた多層的検知を要するシナリオ、特殊詐欺の被害者行動等に関するシナリオの検知率は、全体的に低い傾向にあった。

また、特殊詐欺による被害の早期検知に必要な即時性の高い取引モニタリングシステムは、全国規模で事業展開する大規模金融機関の多くで導入済みであったのに対して、地域金融機関を中心に未導入の金融機関もあった。

---

<sup>58</sup> 「取引モニタリングの検知能力強化に向けた横断的レビューにかかる調査業務」報告書の公表について：<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20260528/20260528.html>

【図表4】共通テストシナリオの検知率水準



(出典)金融庁

## ウ 取引モニタリング強化の方向性

### (ア) 多層的な検知ルールの検討

金融取引の大部分がオンラインで行われ非対面化が進む中、取引金額や件数に着眼するだけでは不正取引やマネロン等が疑われる取引を的確に検知することが困難になっており、取引データにアクセス情報や継続的顧客管理の中で得た顧客に関する最新の属性情報を組み合わせた多層的な検知ルールの導入検討が有用である。その検討に当たって、金融機関によってはアクセス情報の取得・分析をマネロン等対策や金融犯罪対策を担う部署ではなくサイバーセキュリティ対策を担う部署が所管している場合もあると想定されることから、自らの組織内に散在する情報・インテリジェンスを見落とすことなく活用するためには、部署間での連携が不可欠である。

### (イ) 不正取引に係る検知ルールの機動的な管理

特殊詐欺等の金融犯罪では、一般的には犯罪実行者が金融機関の検知ルールをかいくぐるべく、取引行動の態様を頻繁に変更することから、これに即して金融機関側も頻度高く分析し、検知ルールや検知の敷居値に機動的に反映することが求められる。

### (ウ) 即時性の高い取引モニタリング態勢の構築

不正取引については、被害金の移転・散逸を防止するために即時性の高い検知及び検知後の取引停止・口座凍結等のリスク低減措置の実施が求められる。このため、一般的な取引態様との比較、顧客の過去の取引傾向、本人確認結果との整合性等を踏まえ、一定の高リスクの兆候が見られる場合にはアラートを発出することに加えて、顧客に追加での本人認証を求める、取引を保留するなど、被害の未然防止を可能とするシステムとその運用手続を整備していくことも有用である。

### (エ) AI や統計分析の活用

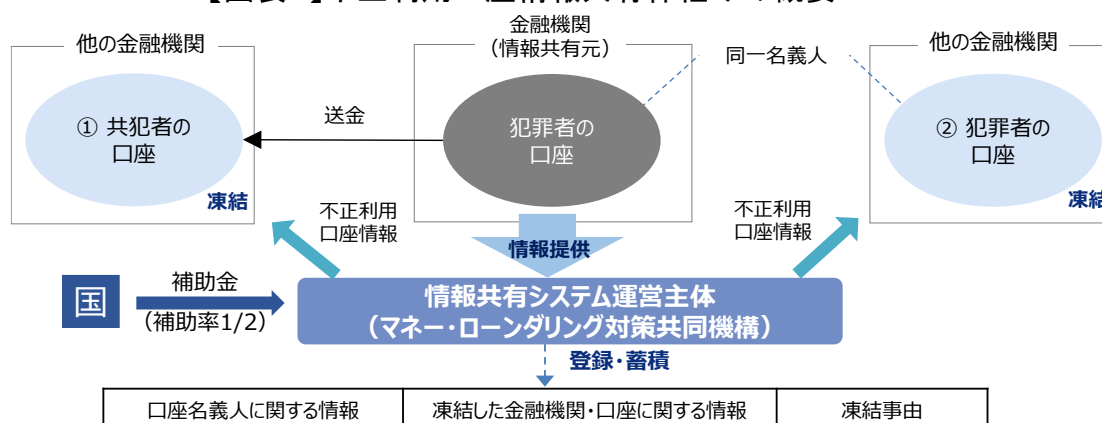
現状、直ちにルールベースの検知を置換する訳ではないものの、大手金融機

関においては取引モニタリングにおいて AI や統計分析ツールを活用している。AI 等の活用にあたっては、アラートの優先順位付け等から段階的に導入し、説明可能性の確保・定期的なモデル検証・AI リスクへの対応策の整備を行いつつ進めることが有用である。

### (3) 不正利用口座の情報共有

総合対策 2.0 において、「預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討する」ことが盛り込まれたこと等を踏まえ、金融庁は、預金取扱金融機関が相互に不正利用口座の情報を共有する枠組みの創設を後押しするため、以下ア及びイのとおり財政面及び制度面から必要な対応に取り組んでいる(当該枠組みの概要は図表5参照)。

【図表5】不正利用口座情報共有枠組みの概要



(出典) 全国銀行協会公表資料をもとに金融庁作成

金融庁としては、こうして行財政資源を投じて創設する不正利用口座の情報共有枠組みを有効に機能させるべく、全ての預金取扱金融機関が枠組みに参加し、情報提供及び提供を受けた情報の活用を積極的に行うよう、業界団体等とも連携して働きかけていく。

#### ア 預貯金口座不正利用対策高度化推進事業

財政面では、不正利用口座に係る情報を蓄積し、情報共有のインフラとなるシステムの開発・実装に係る経費の一部を補助することにより、口座不正利用対策の高度化を推進することを目的として、2025 年度補正予算において約 3.2 億円を措

置し「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業」を実施した<sup>59</sup>。

2026年1月に補助事業者を選定するため公募を開始し、外部有識者による厳正な審査を経て、一般社団法人全国銀行協会の100%子会社である株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構を補助事業者として決定した。同社は、2027年3月までに情報共有システムを構築し、同年4月から稼働を開始すべく準備を進めている。

#### イ 犯収法施行規則等の改正

不正利用口座に係る名義人の情報等を他の預金取扱金融機関に提供することで、提供する側の金融機関が個人情報保護法等の法令違反や守秘義務違反を問われる懸念があっては情報共有が進まないことから、これらのリスクを低減させることが安定的かつ実効的な枠組みの運営に不可欠である。

このため、制度面の対応として、金融機関が法的根拠に基づき積極的に情報共有を行えるよう、犯収法施行規則や主要行等向けの総合的な監督指針等を改正し、金融機関間で情報共有を行うための根拠規定を措置することとした。

2026年3月に「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(案)」等を公表し、パブリックコメントを実施した。その改正概要は、以下のとおりである。

##### 【改正概要】

#### 1 犯収法施行規則改正案

預貯金取扱事業者に対し、以下の努力義務を新たに規定。

- (1) 犯罪・犯罪収益の移転に利用又はそのおそれがあると認められた口座について、情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を定めた上で、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を他の預貯金取扱事業者に提供すること
- (2) 提供を受けた情報を整理・分析し、必要に応じ犯罪収益移転防止のために必要な措置を講じること

#### 2 主要行等向けの総合的な監督指針等改正案

口座不正利用対策の一環として、金融機関が情報共有の枠組みに参加し、以下を行うことを新たに規定。

- (1) 不正利用口座に係る情報を提供すること
- (2) 提供された情報を利用して適切なリスク低減策を講じること

<sup>59</sup> 「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業」に係る補助事業者の公募について：  
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260109-2/20260109.html>

また、改正後の犯収法施行規則第 32 条第1項第1号に基づく他の預貯金取扱事業者への不正利用口座情報の提供が個人情報保護法第 27 条第1項第1号「法令に基づく場合」の例外規定に該当することを明確化するため、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正案を 2026 年5月に公表し、パブリックコメントを実施した。

犯収法施行規則及び監督指針は 2026 年6月に公布・公表され<sup>60</sup>、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインも所要の経路を経て公布する予定である。いずれも、情報共有枠組みの稼働開始予定日である 2027 年4月1日から施行予定である。

#### (4) 金融機関間での情報共有の促進

単一の金融機関だけの取組では把握し得る事例・ノウハウに限界があることから、金融犯罪対策・マネロン等対策の高度化を効率的・効果的に図っていくためには、金融機関間で情報共有を積極的に行うことが重要となる。

業界内の情報共有に係る取組としては、業界団体において、説明会や勉強会を開催している例があり、金融庁もこうした場に参加し、金融機関に期待する事項について説明している。

また、これまで、各地域で近隣金融機関の連携・課題解決に資する情報交換を目的とした業界横断フォーラムを開催してきた。当初各地方で広域的に開催されていたものが、近隣金融機関同士での密接なコミュニケーションを企図して都道府県単位で開催されることが増えており、2025 年までに全都道府県で開催が一巡した。こうした場を活用し、金融犯罪対策・マネロン等対策について、近隣金融機関間で情報共有を行う動きが広がっている。

なお、上述したフォーラムについては、主に預金取扱金融機関で広がりを見せているが、他の業態においても、金融犯罪対策・マネロン等対策について情報共有を行うことは重要であり、2026 年2月には、金融庁と警察庁の共催で、暗号資産交換業者を対象としたフォーラムを初めて開催した。登録暗号資産交換業者全 27 社に加え、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会等が参加し、暗号資産交換業者間で「お互いに顔の見える」「気軽に聞ける」関係の構築と「業態一体となって犯罪組織を排除していく・マネロン等対策の高度化を図っていく意識の共有」を目的として、金融庁・警察庁からの説明に加えて、暗号資産交換業者からもマネロン等対策・金融犯罪対策に係る取組事例の紹介を行うなど、活発な意見交換が行われた。

---

<sup>60</sup> 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の公布等及びパブリックコメントの結果等について：

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260626/20260626.html>

金融庁としては、こうしたフォーラムの開催支援を通じて、引き続き、各地域・各業態での情報共有を後押ししていく。

#### (5) 金融機関による警察への情報提供・連携

金融機関は、詐欺の被害のおそれが高いと判断される取引を検知した場合、都道府県警察等へ迅速に情報提供する連携体制を構築している。2026年4月末時点、47警察本部と937金融機関が、警察庁と全国に顧客を有するメガバンクやネット銀行等30金融機関が連携体制を構築している。

金融庁が実施したアンケートでは、当該連携に参加する金融機関の約8割が共有する情報の範囲や連携方法等の点で実効性の向上を図っていると回答しており、金融機関と警察との連携が深化していることがうかがえる。

こうした連携の深化の例として、2025年12月には、10の銀行と京都府警察との間で情報共有の即時性をより高めた連携体制を構築し、運用を開始した<sup>61</sup>。また、警察庁においても大手銀行中心に9銀行との間で同様に即時性の高い連携体制を構築し、2026年6月から運用を開始<sup>62</sup>している。

特殊詐欺の被害防止はもとより、被害金を追跡し、散逸を防止することで被害の軽減・回復を図るためにも、金融機関と警察との緊密かつ即時性の高い情報連携は有効な取組である。

#### (6) 本人確認の厳格化

券面の視認による真贋判別が困難なまでに精巧に偽造された本人確認書類を用いて口座を開設し、不正取引やマネロン等に悪用する事案が生じている。こうした状況を踏まえ、非対面で行う取引時確認に係る本人確認の方法を改正するための犯収法施行規則の一部を改正する命令が2025年6月に公布されたことに続き、対面で行う取引時確認に係る本人確認の方法についても、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い確認方法を廃止し、ICチップ情報の読み取りを義務付けること等を内容とする犯収法施行規則の一部を改正する命令が2026年3月に公布された(改正概要は図表6参照<sup>63</sup>)。

非対面及び対面いずれの本人確認方法の改正も、2027年4月1日に施行される予定である。

<sup>61</sup> 2026年4月24日時点で、参加銀行は13に増加。

<sup>62</sup> 金融機関と警察庁における特殊詐欺に係る被害金の追跡、凍結、回復に指向した官民協働型枠組みの運用開始について：<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260528/20260528.html>

<sup>63</sup> 犯罪収益移転防止法施行規則の改正による本人確認方法の見直しの詳細については、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書(令和7年)」9項参照。  
[https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic\\_2025.pdf](https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic_2025.pdf)

ICチップ情報を読み取る方法で対面での本人確認を行っている金融機関にヒアリングしたところ、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし防止に顕著な効果があることが確認された。この改正への対応に当たっては、システム対応等について計画的に準備していく必要がある一方、その効果に鑑み、対応可能な金融機関においては施行日を待たずに改正犯収法施行規則に沿った方法による本人確認へ早期に移行することが期待される。

【図表6】本人確認方法の改正概要

犯収法施行規則			本人確認の方法	改正内容	備考		
6条 1項 1号	イ	→	対面	1書類の提示	見直し	提示に加え、ICチップ読取を義務化	
	ロ			1書類の提示+転送不要郵便	見直し	提示に加え、ICチップ読取を義務化	
	ハ			2書類の提示	廃止		
	ニ			1書類の提示+原本/写しの送付	廃止		
	ホ		非対面	書類の画像+容貌	廃止		
	ヘ			ICチップ+容貌	存置		
	ト			書類の画像/ICチップ+銀行照会/口座確認	一部廃止	書類の画像方式は廃止	
	チ			書類の画像/ICチップ/原本+転送不要郵便	一部廃止	書類の画像方式は廃止	
	リ			写し2/写し1&補完書類+転送不要郵便	廃止		
	ヌ			写し1+転送不要郵便(給与口座/証券口座)	存置		
	ル			カード代替電磁的記録	存置		
	ヲ			本人限定郵便(1種類の提示/カード代替電磁的記録)	見直し	提示に加え、ICチップ読取を義務化	
	ワ			民間電子証明書	存置		
	カ			公的個人認証	存置		
	コ		民間電子証明書	存置			
	ク		対面	住基台帳法非適用者に限り改正前のイの方法(提示)	新設		
	ケ			非対面	書類の画像/原本+転送不要郵便	新設	住基台帳法非適用者/国外転出者に限る
	コ				写し2/写し1&補完書類+転送不要郵便	新設	住基台帳法非適用者/国外転出者に限る
サ							
シ							

(出典)警察庁作成資料をもとに金融庁作成

#### 4. 利用者向けの周知・広報の強化

##### (1) 口座売買・譲渡に係る官民一体・業界横断的な広報

詐欺などの被害金の送金先として、不正に売買・譲渡・貸与された預貯金口座が悪用されており、その対策は、預金取扱金融機関に共通した喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、総合対策2.0では、口座売買等により詐欺等に加担する行為に係る広報啓発活動が施策として掲げられている。

このような口座の悪用を防ぐには、官民が一体となって戦略的に広報を行うことが効果的であることから、全国銀行協会が中心となり、銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫と金融庁・警察庁が連携し、官民一体・業界横断的な広報動画<sup>64</sup>を制作した。当該動画を用いて、デジタル媒体を中心とした動画配信、電車内デジタル広告、コンビ

<sup>64</sup> 口座売買の抑止に係る官民一体・業界横断的な広報について：  
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20251128/20251128.html>

ニエンスストアでの店頭配信といった様々なチャネルによる情報発信を行い、広く国民への周知・広報を図った。

【図表 7】 広報動画



(出典) 金融庁

## (2) フィッシング対策等に係る官民一体・業界横断的な広報

金融機関を騙ったフィッシングによる不正送金・不正取引被害の増加を踏まえ、金融庁は、フィッシング耐性のある多要素認証の導入等を盛り込んだ監督指針・事務ガイドラインの改正を実施した。

これに加え、金融庁は、警察庁や業界団体と連携し、フィッシングへの注意喚起およびフィッシング耐性のある多要素認証を国民に周知するため、官民一体・業界横断的な広報コンテンツ(動画、チラシ)を制作した。

制作した動画については、2026年4月、金融庁ウェブサイトや公式 YouTube チャンネルに掲載<sup>65</sup>するとともに、各種メディアにおいて配信を行った。また、チラシも金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、業界団体を通じて金融機関に配付し、営業店等で顧客に注意を促す際に活用されている。

<sup>65</sup> フィッシング耐性のある多要素認証等に係る官民一体・業界横断的な広報について：  
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260416-2/20260416-2.html>

【図表8 広報チラシ】



### (3) 金融犯罪対策に係る警察庁等と連携した広報

前述のとおり、金融庁及び警察庁は、2024年8月及び2025年9月に、預金取扱金融機関の業界団体等に対し、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文を発出し、検知した取引に係る顧客への確認、出金停止・口座凍結等の措置の迅速化などを求めている。

金融機関がこのような対策を実施するに当たっては、顧客と接する金融機関の現場の取組が極めて重要となると同時に、顧客の理解・協力も必要となることから、こうした取組の一助となるよう、警察庁及び業界団体と連携して動画を制作した。

動画は2種類あり、それぞれで周知を図る内容は、以下のとおりである。

- ① 金融機関が、詐欺の被害防止の観点から、インターネットバンキングの初期利用限度額の適切な設定、インターネットバンキングの申込みがあった際や利用限度額引上げ時の利用者への確認や注意喚起等を行っていること
  - ② 金融機関が、詐欺の被害防止の観点から、詐欺等が疑われる取引について顧客への確認等を行うほか、取引の謝絶及び警察への連絡を行う場合があること
- 制作した動画については、2026年4月、金融庁ウェブサイトや公式 YouTube チャン

ネルに掲載<sup>66</sup>するとともに、業界団体を通じて各金融機関にも動画を提供している。

【図表9】広報動画

インターネットバンキング対策編	詐欺対策編
 <p>第三者から指示 されていませんか？</p>	 <p>その入金・送金・引き出し 本当に大丈夫ですか？</p> <p>金融機関は、みなさまの大切な財産を守るため、 お取引の内容について慎重に 確認させていただいております。</p>
 : ダイジェスト(横)版  : ダイジェスト(縦)版	 : ダイジェスト(横)版  : ダイジェスト(縦)版

(出典) 金融庁

<sup>66</sup> 金融機関が行う預貯金口座の不正利用等防止の取組に係る広報について：  
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260416/20260416.html>